

山 巔

平成29年の山岳遭難防止活動



富山県山岳遭難対策協議会

目 次

1	はじめに	1
2	立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況	2
3	過去20年間の山岳遭難発生状況	3
4	平成29年の山岳遭難発生状況	4
(1)	月別発生状況	4
(2)	山域別遭難者数	5
(3)	警察署別発生状況	5
(4)	場所別遭難者数	6
(5)	態様別遭難者数	6
(6)	年齢・性別遭難者数	7
(7)	入山目的別遭難者数	7
(8)	住居別遭難者数	8
(9)	職業別遭難者数	9
(10)	登山届提出状況	9
(11)	遭難者の山岳会等所属別状況	10
(12)	遭難者のパーティー別状況	10
5	救助隊の出動状況	11
6	ヘリコプターの出動状況	12
7	山岳情報利用状況	13
8	山岳診療所開設状況	13
9	富山県登山届出条例に基づく登山届について	14
(1)	過去20年間の届出状況	15
(2)	平成28年度(平成28年12月1日～平成29年5月15日)届出状況	16
①	団体・年齢・性別届出状況	16
②	居住地別届出状況	16
③	規模別届出状況	17
④	入山日数別届出状況	17
⑤	登山コース別届出状況	18
⑥	勧告状況	19
(3)	富山県登山届出条例等	20
①	富山県登山届出条例	20
②	富山県登山届出条例施行規則	22
③	勧告の基準	22
④	危険地区及び特別危険地区	24
⑤	登山届様式	25
10	立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について	29
(1)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	30
(2)	入山届様式	33
11	遭難防止対策等推進状況	35
12	富山県山岳遭難救助組織概念図	40

1 はじめに

平成 29 年の立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込数は、前年から 7,000 人減少し、126 万 8,000 人であった。

一方、富山県内における山岳遭難は、遭難件数 131 件（前年対比+15 件）、遭難者数 144 人（前年対比+16 人）で、遭難件数、遭難者数ともに一昨年から減少した前年より増加し、過去 5 年間の平均並みに戻り、依然として高止まり状態が続いている。

遭難者の内訳では、40 歳以上の中高年者が 113 人で全体の 78.5%を占め、前年よりも 7.4 ポイント増加し、併せて 60 歳以上は、68 人で全体の 47.2%を占め、前年よりも 7.4 ポイント増加した。

富山県山岳遭難対策協議会では、悲惨な山岳遭難を未然に防止するため、防止対策部（富山県自然保護課）、防止指導部（富山県教育委員会保健体育課）、救助部（富山県警察本部地域課）がそれぞれ関係機関と密接に連携し、遭難防止広報や登山者に対する現地指導等の遭難防止対策を積極的に推進するとともに、救助活動においても県内各方面遭難対策協議会救助隊員が山岳警備隊、県警察へリ、県消防防災へリ等と連携し、空陸一体となった迅速な活動に努めている。

本資料は、平成 29 年中の山岳遭難状況、救助活動及び遭難防止活動等を取りまとめたものであり、今後の山岳遭難防止の一助になれば幸いである。

<山岳遭難発生状況>

	遭難件数	遭難者数	遭難者数			
			死 亡	行方不明	負 傷	無事救出
平成 29 年	131	144(19)	16(2)	2	70	56(17)
平成 28 年	116	128(25)	9(1)	2	61	56(24)
増 減	+15	+16(-6)	+7(+1)	±0	+9	±0(-7)

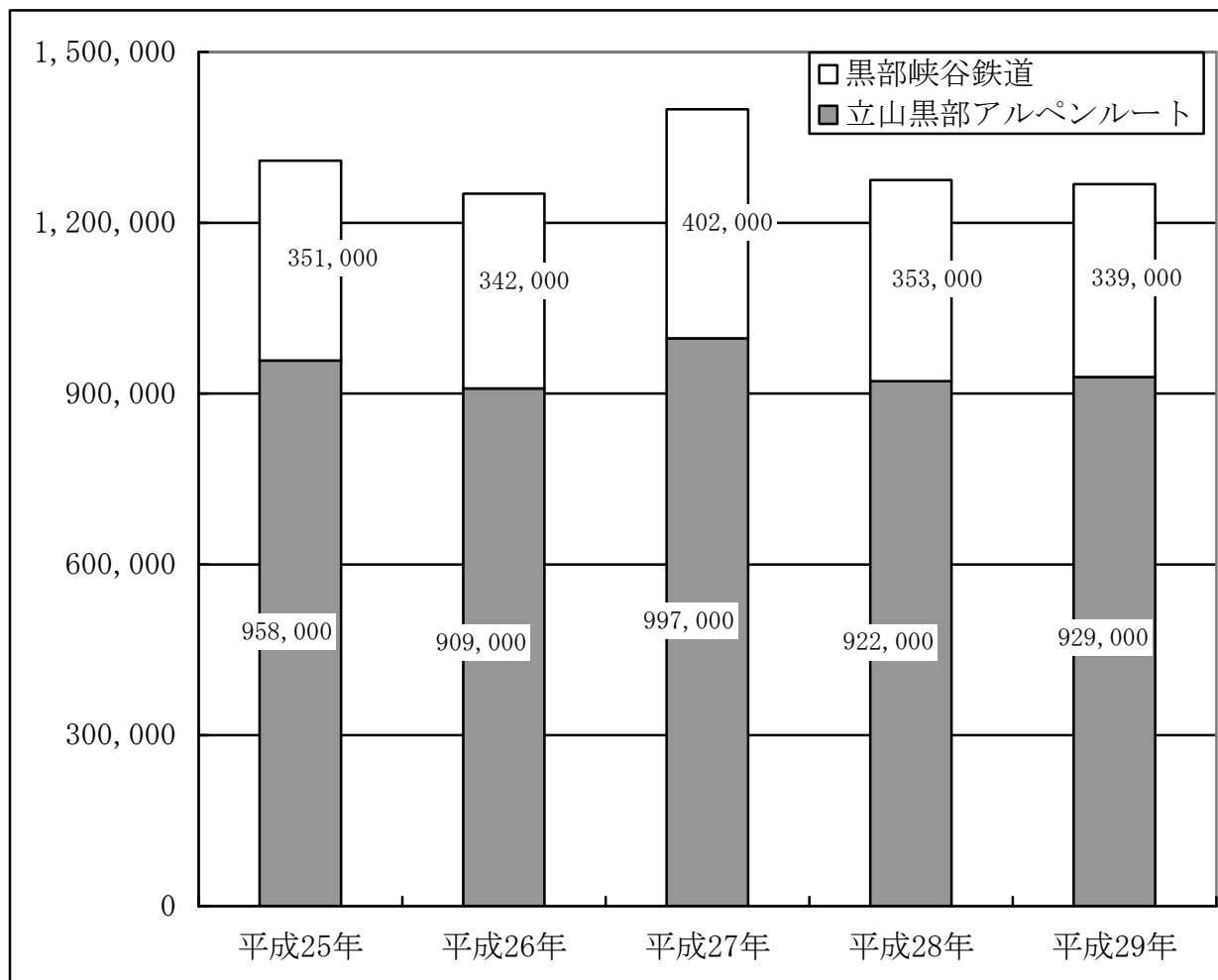
()は病人で内数



劔岳で訓練中の山岳警備隊員

2 立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況

立山黒部アルペンルートは92万9,000人で前年に比べ7,000人増加した。黒部峡谷鉄道は33万9,000人で前年に比べ1万4,000人減少した。夏から秋にかけての長雨や台風が影響したとみられる。

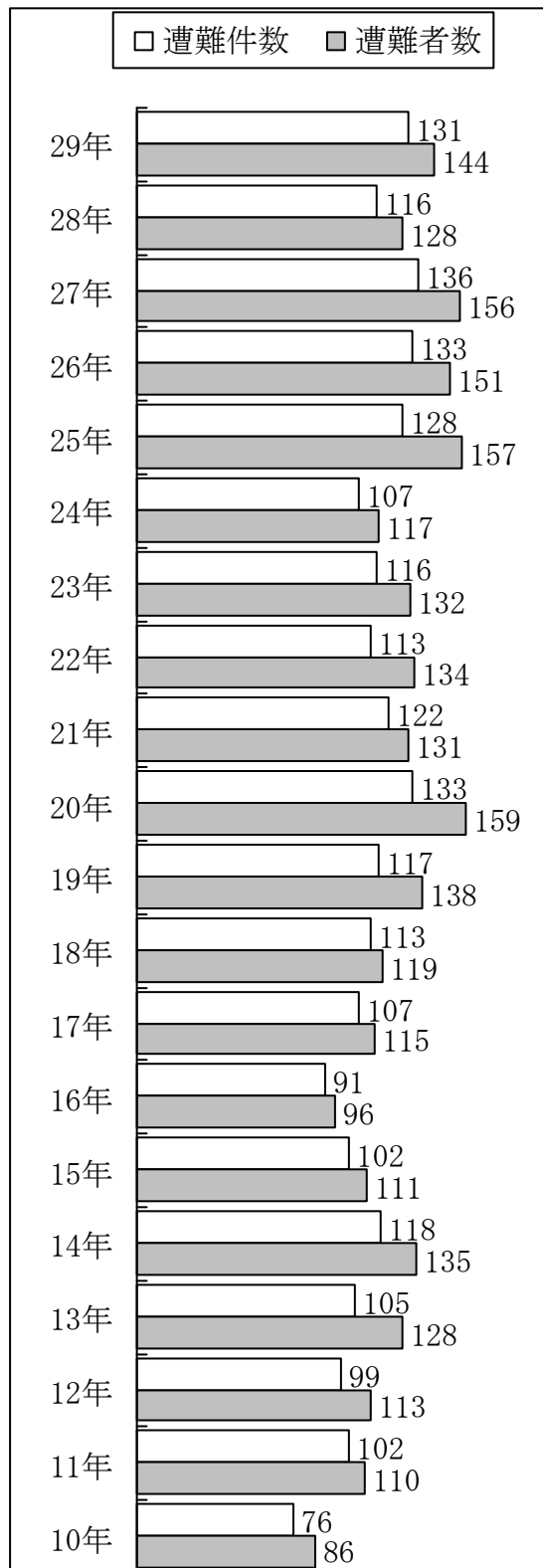


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
立山黒部アルペンルート	958,000	909,000	997,000	922,000	929,000
黒部峡谷鉄道	351,000	342,000	402,000	353,000	339,000
計	1,309,000	1,251,000	1,399,000	1,275,000	1,268,000

3 過去 20 年間の山岳遭難発生状況

遭難件数は 131 件、遭難者数は 144 人で、遭難件数、遭難者数ともに昨年より増加、過去 5 年の平均水準となり、依然として高止まり状態となっている。また、死亡は前年に比べ 7 人増加し、16 人であった。

年	遭難件数	遭難者数	死亡	行方不明	負傷	無事
29年	131	144	16	2	70	56
28年	116	128	9	2	61	56
27年	136	156	13	2	84	57
26年	133	151	18	0	79	54
25年	128	157	26	0	69	62
24年	107	117	14	2	54	47
23年	116	132	18	2	65	47
22年	113	134	12	0	63	59
21年	122	131	17	2	60	52
20年	133	159	16	2	61	80
19年	117	138	13	1	67	57
18年	113	119	11	2	60	46
17年	107	115	10	0	61	44
16年	91	96	11	2	58	25
15年	102	111	12	0	53	46
14年	118	135	8	0	71	56
13年	105	128	12	2	60	54
12年	99	113	16	0	61	36
11年	102	110	15	0	59	36
10年	76	86	9	4	40	33



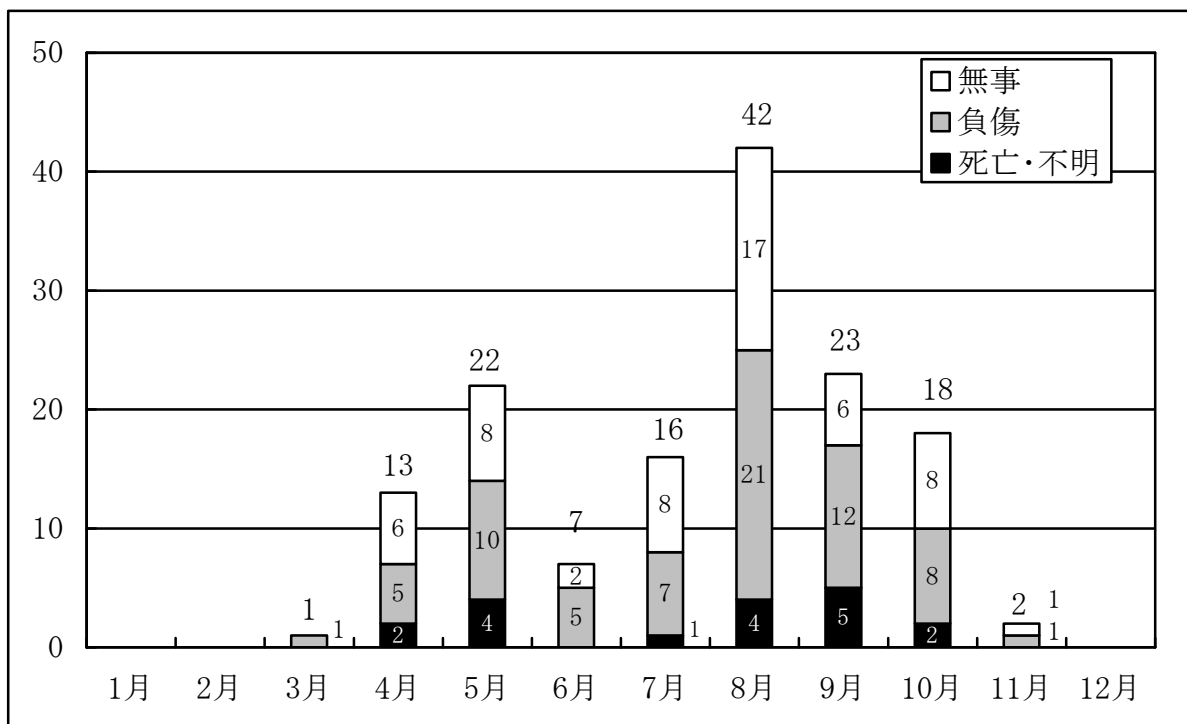
※「無事救出」には、病気のため救助された遭難者も含む。

4 平成 29 年の山岳遭難発生状況

(1) 月別発生状況

月別の遭難件数では、8月 39 件 (29.8%) が最も多く、次いで9月 22 件 (16.8%)、5月 19 件 (14.5%)、10月 16 件 (12.2%)、7月 14 件 (10.7%) の順に多くなった。

また、シーズン別では、夏山（7月～8月）が遭難件数 53 件 (40.5%)、遭難者数 58 人 (40.3%) で最も多く、次いで秋山（9月～11月）が遭難件数 40 件 (30.5%)、遭難者数 43 人 (29.9%) となった。

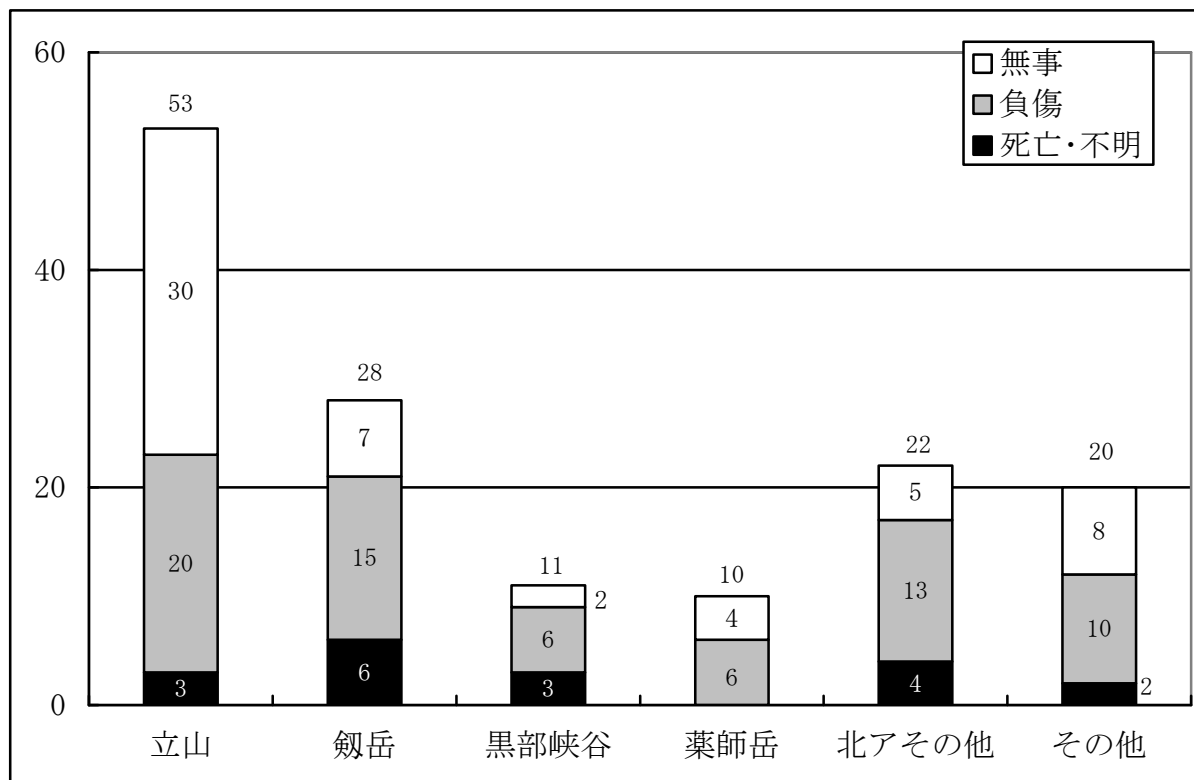


	発生件数	遭難者数				
		死亡	行方不明	負傷	無事	
1月	0	0	0	0	0	
2月	0	0	0	0	0	
3月	1	1	0	0	0	
4月	12	13(2)	2	0	5	6(2)
5月	19	22(1)	4	0	10	8(1)
6月	6	7(1)	0	0	5	2(1)
7月	14	16(2)	0	1	7	8(2)
8月	39	42(6)	3(1)	1	21	17(5)
9月	22	23(3)	5(1)	0	12	6(2)
10月	16	18(4)	2	0	8	8(4)
11月	2	2	0	0	1	1
12月	0	0	0	0	0	0
合計	131	144(19)	16(2)	2	70	56(17)

() は病人で内数

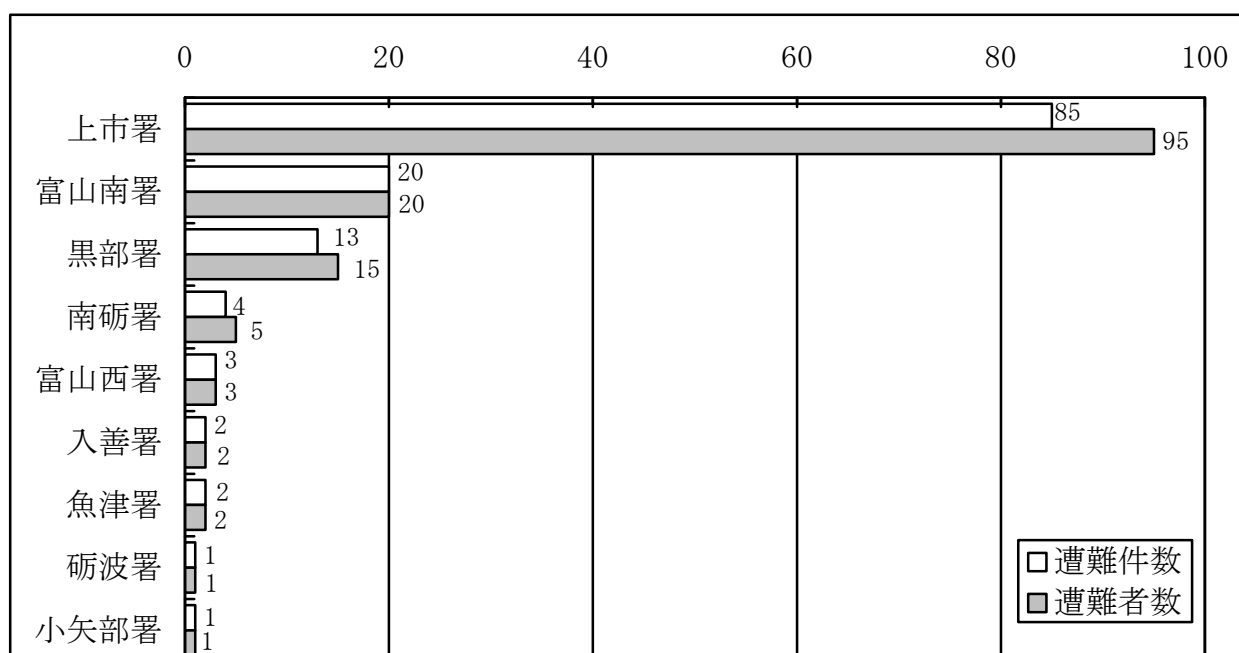
(2) 山域別遭難者数

立山・劔岳方面の遭難者数が 81 人で、全体の半数以上(56.3%)を占めた。
「北アその他」は、黒部川源流地帯、唐松岳、毛勝山など。



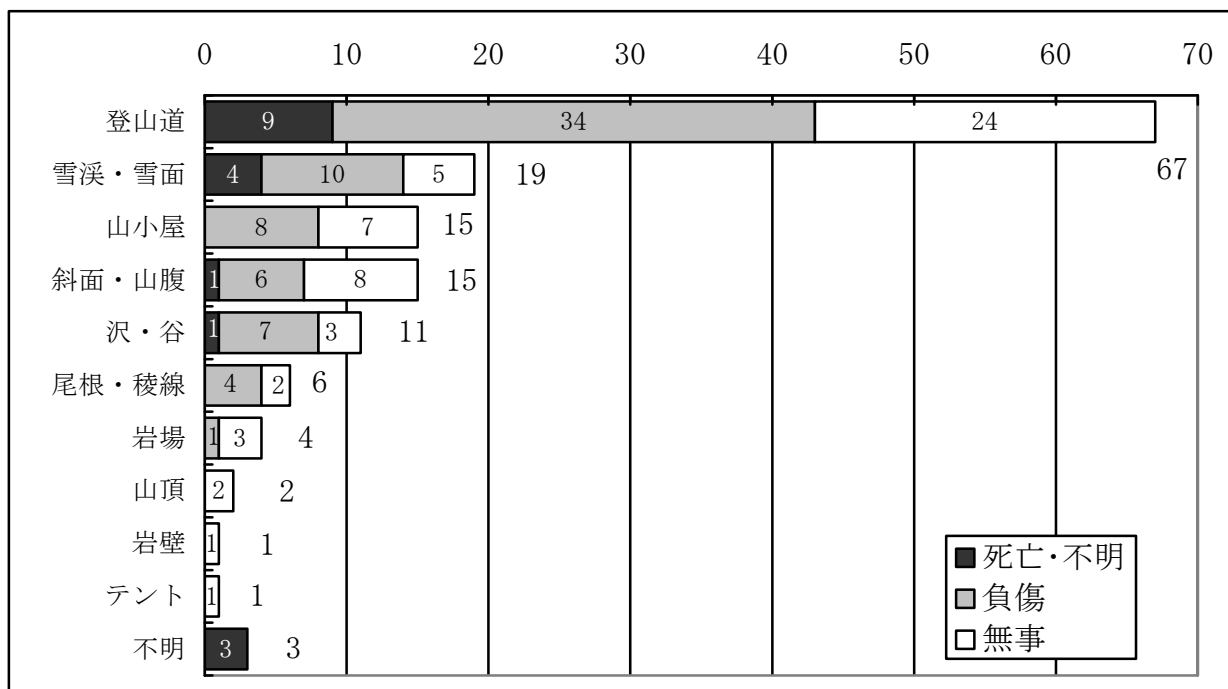
(3) 警察署別発生状況

立山・劔岳を管轄する上市警察署管内の発生件数が最も多く、遭難件数 85 件 (64.9%)、遭難者数 95 人 (66.0%)、次いで薬師岳・黒部川源流を管轄する富山南警察署では遭難件数 20 件 (15.3%)、遭難者数 20 人 (13.9%) となっている。



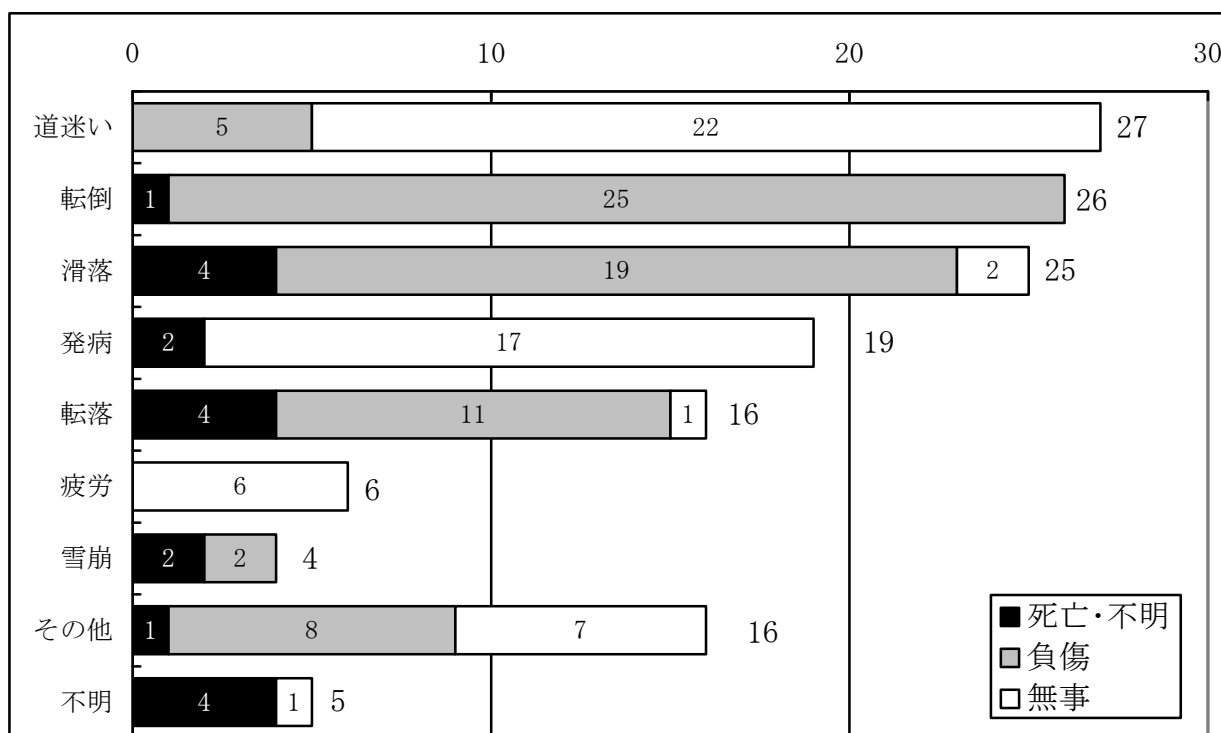
(4) 場所別遭難者数

登山道での遭難が67人(46.5%)で最も多く、次いで雪渓・雪面が19人(13.2%)、山小屋、斜面・山腹が同数15人(10.4%)であった。



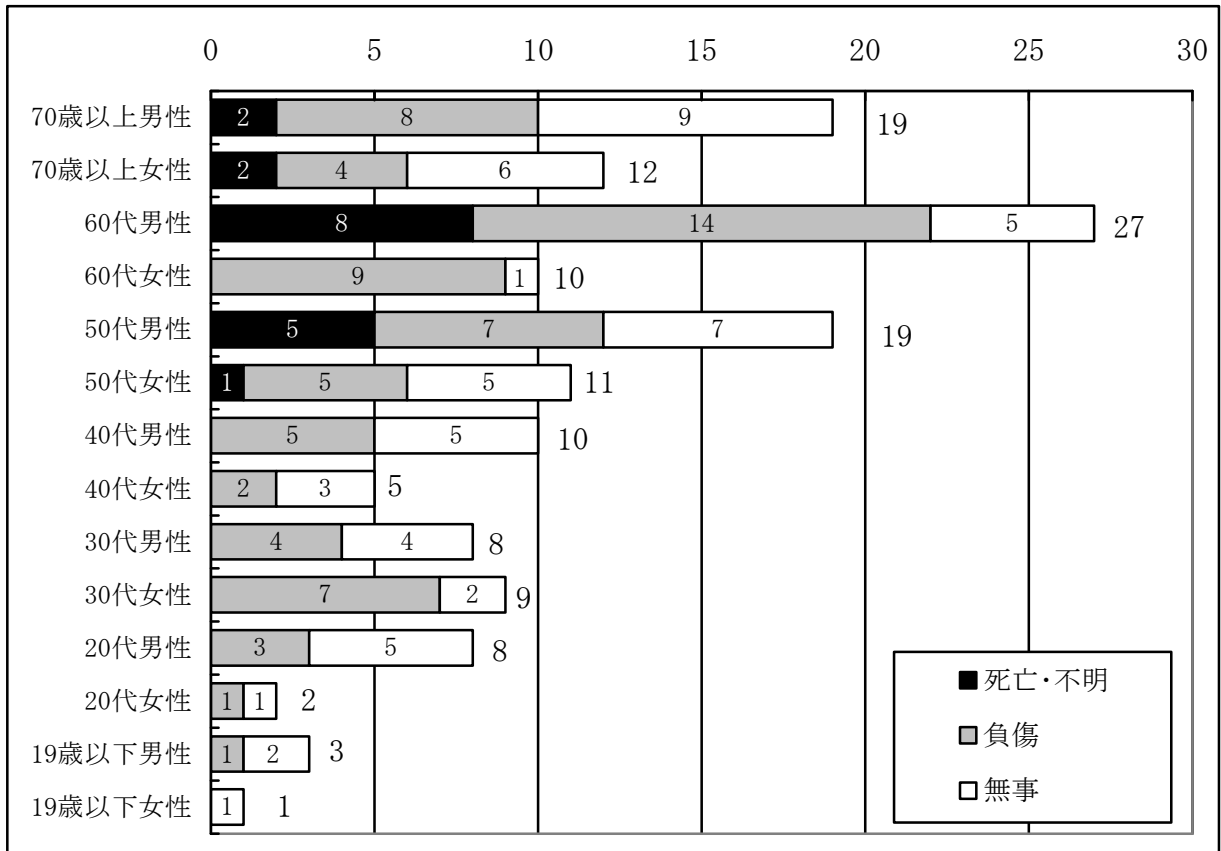
(5) 態様別遭難者数

道迷いが27人(18.8%)で最も多く、次いで転倒が26人(18.1%)、その他の内訳は、急性腰痛、技術不足、渡渉失敗、落石等であった。



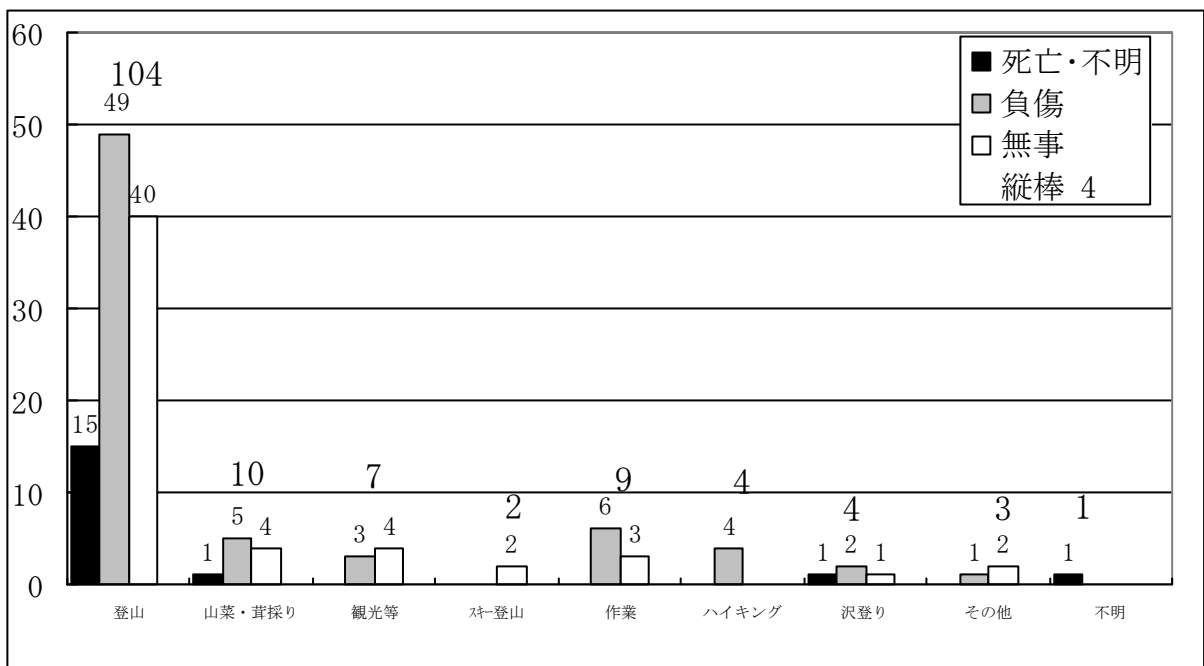
(6) 年齢・性別遭難者数

40歳以上の中高年者が113人と全体の78.5%を占める一方で、60歳以上が68人と全体の47.2%を占めた。



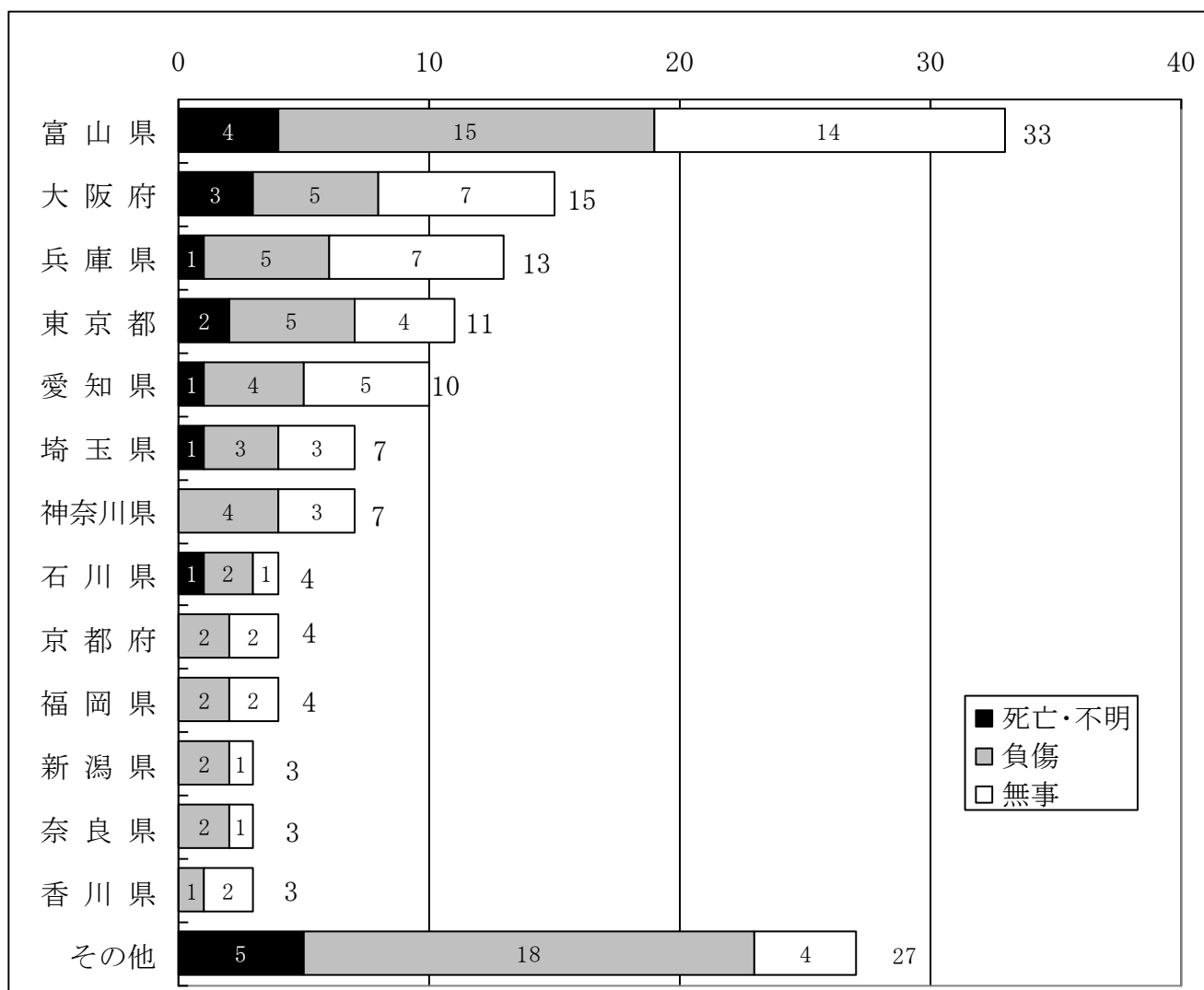
(7) 入山目的別遭難者数

登山目的での入山が104人と全体の72.2%を占めた。その他は、写真撮影、溪流釣り。



(8) 住居別遭難者数

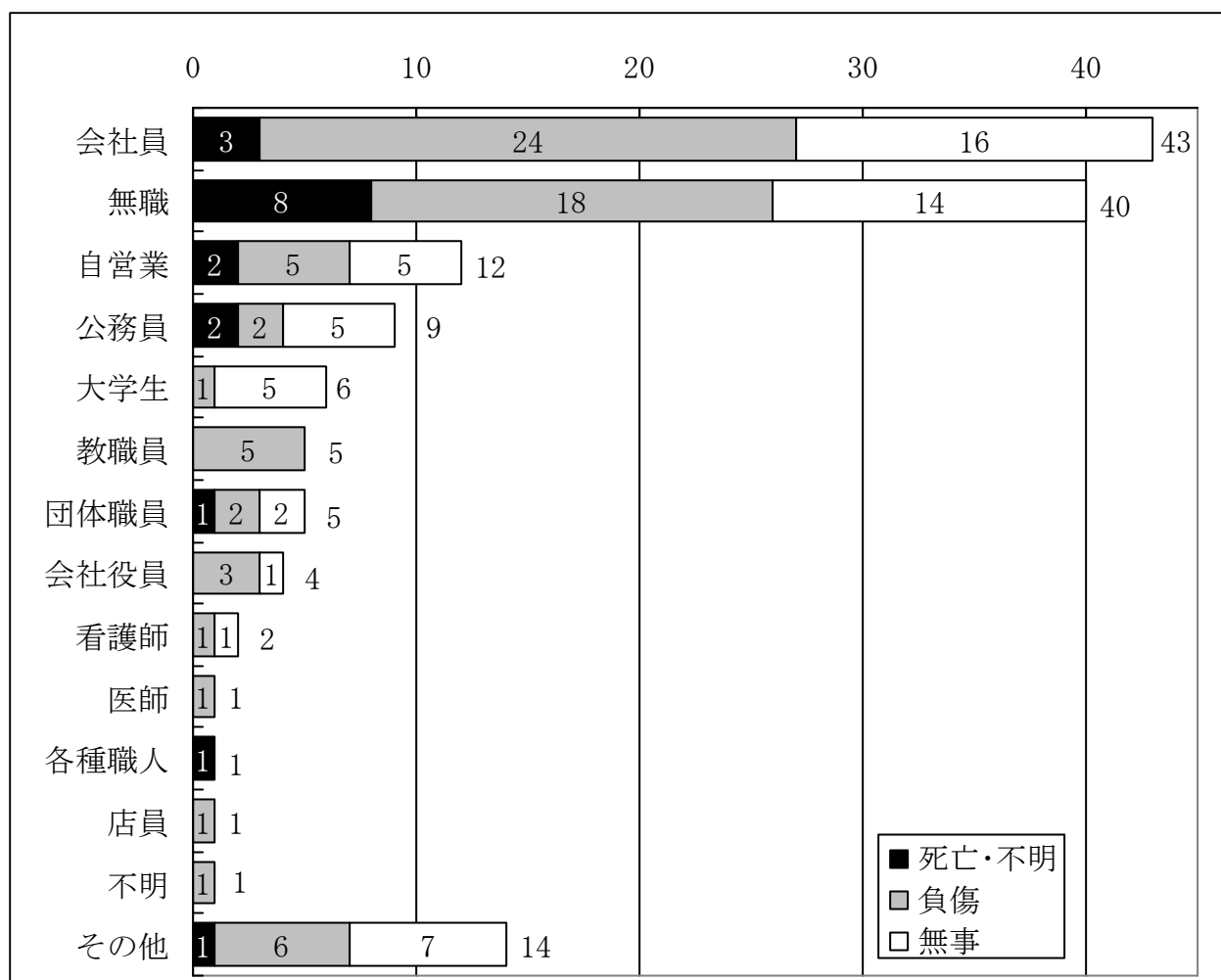
富山県が33人(22.9%)と最も多く、次いで大阪府が15人(10.4%)、兵庫県13人(9%)、東京都11人(7.6%)の順であった。



劔岳をパトロール中の山岳警備隊員

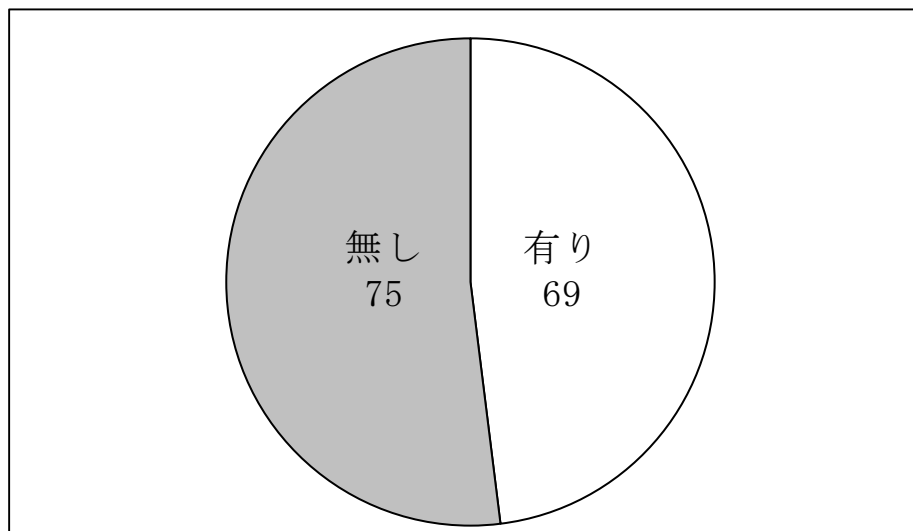
(9) 職業別遭難者数

会社員が43人(29.9%)、無職40人(27.8%)自営業12人(8.3%)であった。



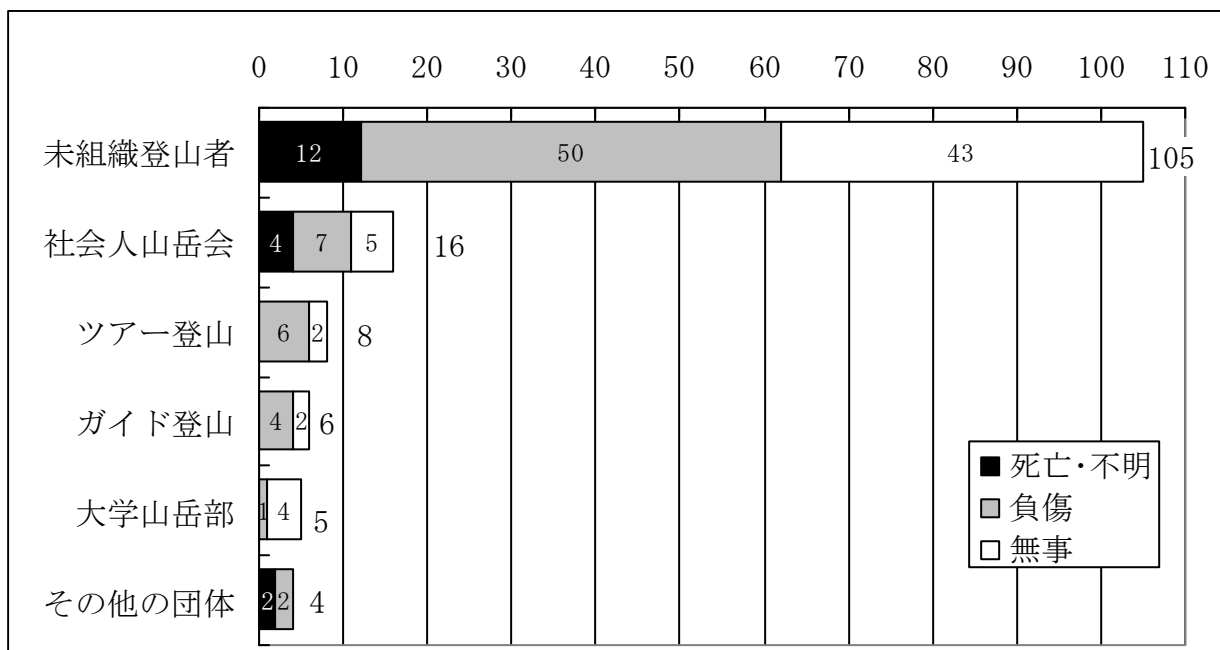
(10) 登山届提出状況

遭難者144人中、登山届の提出者は69人(47.9%)であった。



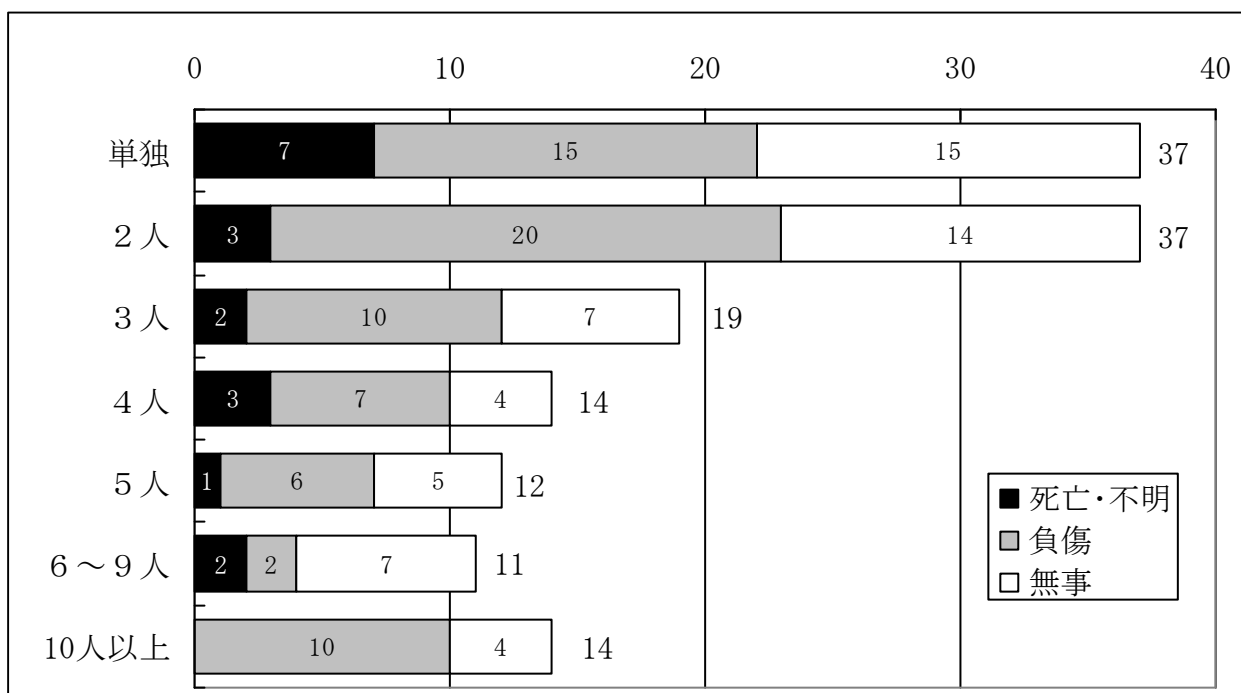
(11) 遭難者の山岳会等所属別状況

未組織登山者が 105 人（72.9%）を占めた。



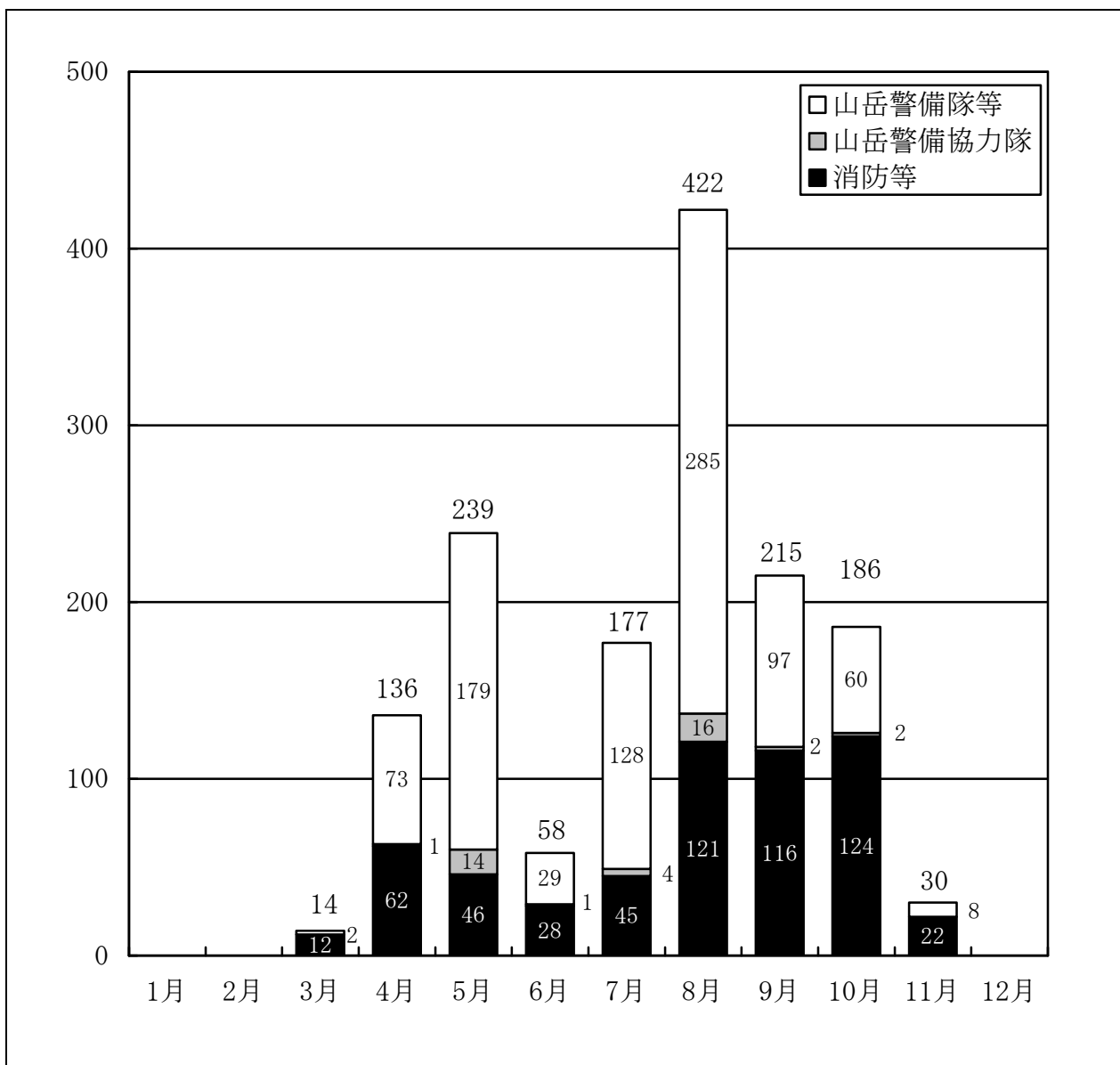
(12) 遭難者のパーティー別状況

単独及び 2 人パーティーが同数 37 人（25.7%）で最も多く、次いで 3 人パーティーが 19 人（13.2%）であった。



5 救助隊の出動状況

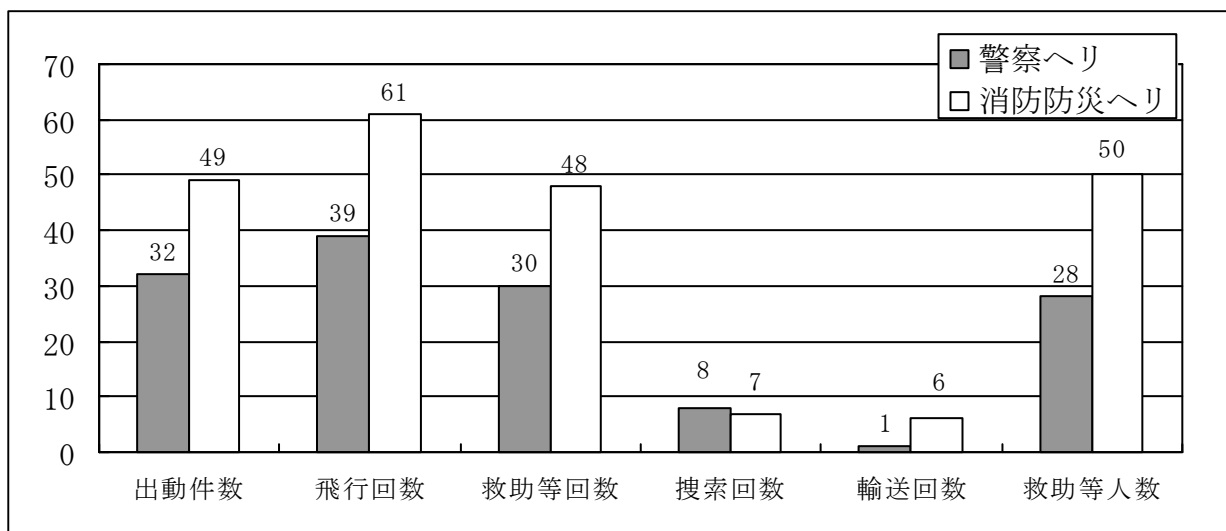
山岳警備隊員を含む警察の出動人員が861人(58.3%)で、前年よりも237人増加する等、出動延べ日数や出動延べ人員が増加している。



	出動延べ日数	出動延べ人員	出動延べ人員の内訳		
			山岳警備隊等警察官	山岳警備協力隊	消防等
平成29年	168	1,477	861	40	576
平成28年	135	1,112	624	29	459
増減	+33	+365	+237	+11	+117

6 ヘリコプターの出動状況

131 件中 79 件の遭難に出動し、警察ヘリが 39 回、消防防災ヘリが 61 回、その他長野県警察ヘリが 2 回飛行し、救助等人数は 79 人であった。



区 分	出動件数	飛行回数	救助等			救助等人数
			救助等	搜 索	輸 送	
警 察 ヘ リ	32	39	30	8	1	28
消 防 防 災 ヘ リ	49	61	48	7	6	50
他 所 属 ヘ リ	2	2	1	0	1	1
計	79※	102	79	15	8	79

※同一の事故に複数のヘリコプターが出動することもあるため、計は一致しないことがある。



消防防災ヘリ「とやま」

7 山岳情報利用状況

ホームページ「立山室堂山岳スキー情報」を開設し、4、5、11月に毎日の気象情報及び雪崩情報を提供し、199,157回の利用があった。

また、富山県警察のホームページで、山岳情報（春山5回、夏山2回、秋山1回、冬山2回、その他3回）を提供し、133,877回の利用があった。

8 山岳診療所開設状況

山岳地帯における救護活動を行うため、次の診療所が開設された。

名 称	所 在 地	診 療 主 体	開 設 期 間
立山診療所	室堂立山センター内	金沢大学医学部 （十全山岳会） 富山県立中央病院 （夏期のみ）	5月 1日～5月 6日 7月 18日～8月 31日
雷鳥沢診療所	雷鳥沢野営管理所内	金沢大学医学部 （十全山岳会）	7月 23日～8月 19日
劔沢診療所	劔沢野営管理所内	金沢大学医学部 （十全山岳会）	7月 24日～8月 18日
太郎平診療所	太 郎 平 小 屋 内	日本医科大学	7月 20日～8月 20日
三俣診療所	三 俣 山 荘 内	岡山大学医学部 香川大学医学部	7月 24日～8月 20日



山岳遭難防止活動（浮石除去）

9 富山県登山届出条例に基づく登山届について

昭和 38 年 1 月、薬師岳において大学山岳部パーティー 13 人全員が遭難死したことを一つの契機にして、昭和 41 年に「富山県登山届出条例」が制定された。その後、昭和 44 年に届出内容追加・特別危険地区設定等条例の一部改正、昭和 62 年に条例に基づく勧告基準の一部改正が行われ、さらに平成 16 年度に登山届出様式を改正し、現在に至っている。

この条例の目的は、冬季の劔岳及び周辺山域という、非常に厳しい環境下で登山を行なおうとする登山者に登山届提出を課することで、慎重な計画立案や行動を促すとともに、届出内容の不備に対して適切な勧告等を行ない、もって山岳遭難を未然に防止するというものである。今日では、積雪期の劔岳を目指す登山者に定着し、遭難防止に大きな役割を果たしている。

条例施行から半世紀が経過し、登山を取り巻く社会情勢も施行当時から大きく変化している。しかしながら、全国に先駆けて登山届出を義務化した本条例の先進性は未だに色褪せていない。今後とも、本条例に基づく登山届が、登山者自身の遭難防止に関する自覚を促し、安全登山意識の向上に資することを期待する。

参考

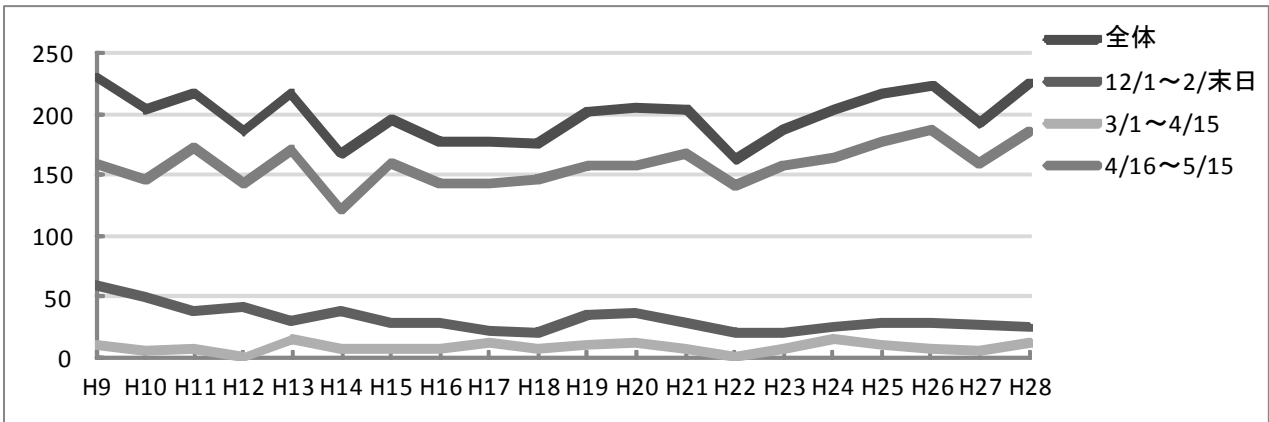
「富山県登山届出条例」の概要

- 1 施行年月日 昭和 41 年 3 月 26 日
- 2 適用期間 毎年 12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
- 3 適用区域 劔岳周辺の山岳地帯（危険地区）
- 4 目的・趣旨
 - (1) 山岳遭難の防止
 - (2) 遭難時の対策

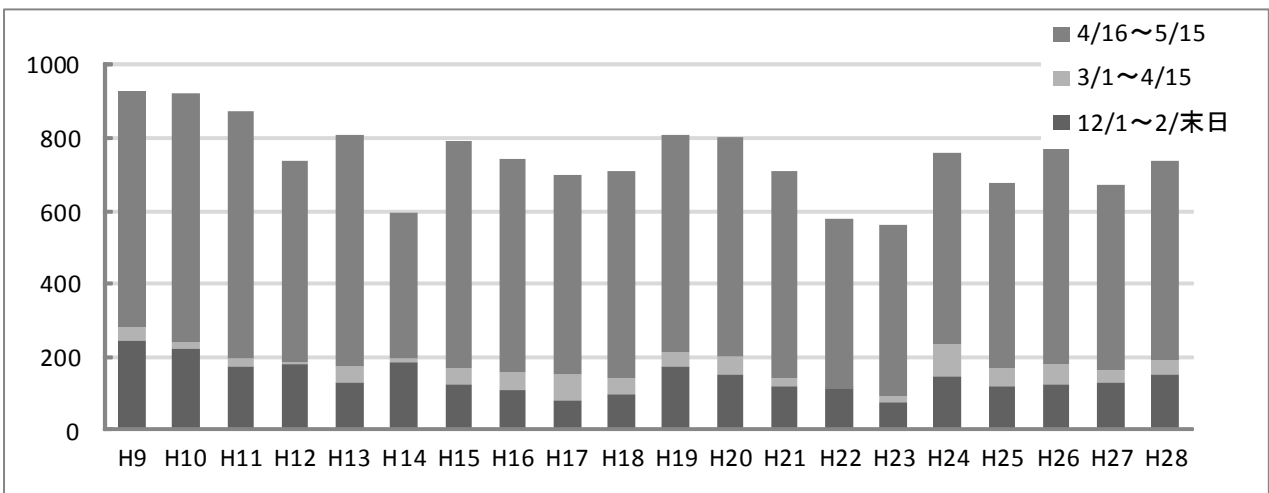
(1) 過去 20 年間の届出状況

平成 28 年度は、件数（パーティー数）、人数ともに前年を上回った。近年は 200 件 700 人前後で推移しており大きな変動はない。

◎ 件数（パーティー数）



◎ 人数



年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
冬 山	件数	60	50	38	41	31	39	28	28	22	21	35	36	28	21	21	25	28	28	27	26
	人数	245	221	172	180	131	183	126	109	83	98	174	153	117	112	73	146	118	127	128	154
春 山 前 半	件数	11	6	7	1	15	7	8	7	12	7	10	13	7	1	8	15	10	8	5	13
	人数	37	20	22	2	42	14	40	47	66	44	37	47	24	3	21	87	49	50	32	34
春 山 後 半	件数	159	147	172	143	171	121	160	143	143	147	157	157	168	141	158	164	178	188	160	186
	人数	648	681	679	555	637	400	625	589	548	569	596	601	568	462	470	525	509	594	510	548
合 計	件数	230	203	217	185	217	167	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204	216	224	192	225
	人数	930	922	873	737	810	597	791	745	697	711	807	801	709	577	564	758	676	771	670	736

※ ～平成20年：冬山(12/1~2/15)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半 (4/16~5/15)

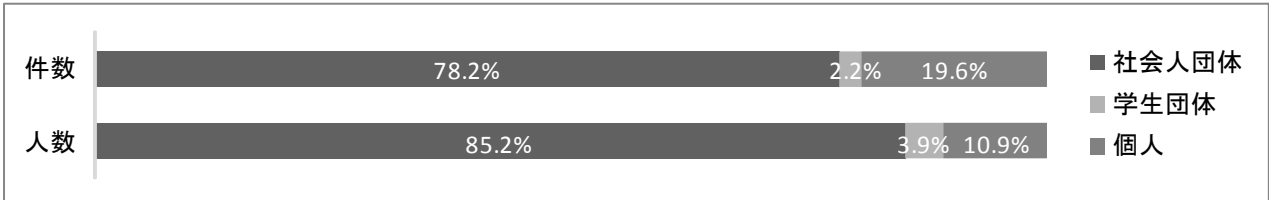
※ 平成21年～：冬山(12/1~2/末日)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半 (4/16~5/15)

(2) 平成 28 年度（平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 5 月 15 日）届出状況

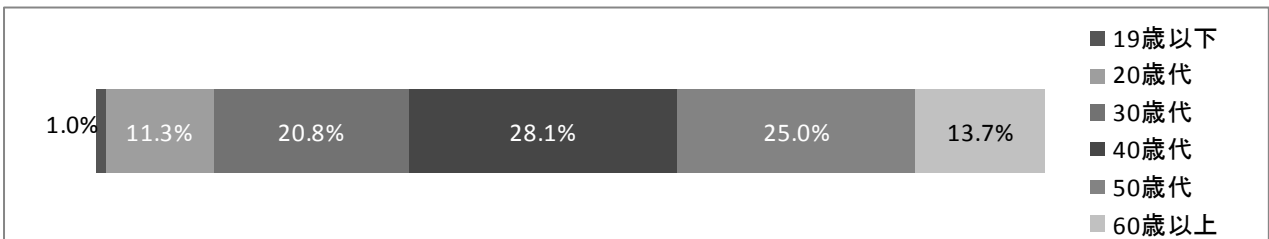
① 団体・年齢・性別届出状況

件数・人数共に、社会人団体所属が最多であり、40歳～50歳代のいわゆる中高年層の占める割合が大きい。男女比では、女性が約20%という状況が続いている。

◎ 団体別件数（パーティー数）及び人数の比率



◎ 年齢別人数の比率



◎ 性別人数の比率



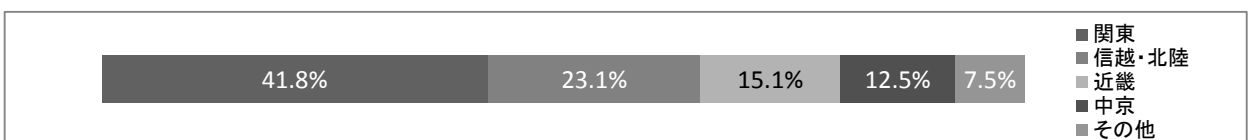
② 住居別届出状況

都道府県別件数は東京都が最多で、以下、富山、神奈川、長野、大阪と続く。地域別比率では、関東が約40%を占めている。

◎ 都道府県別件数



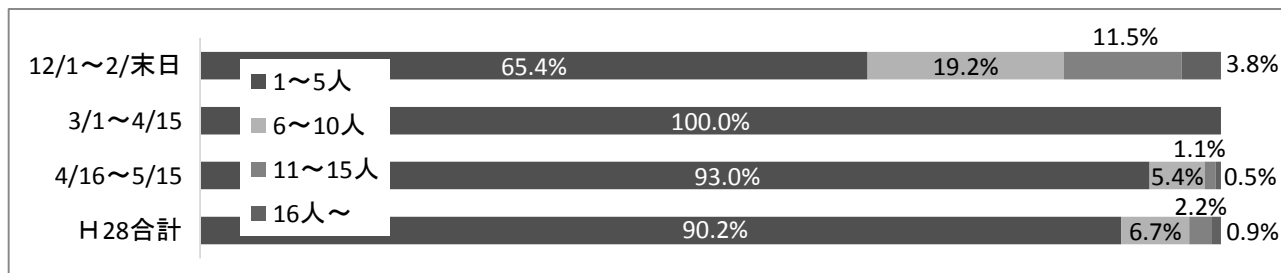
◎ 地域別比率



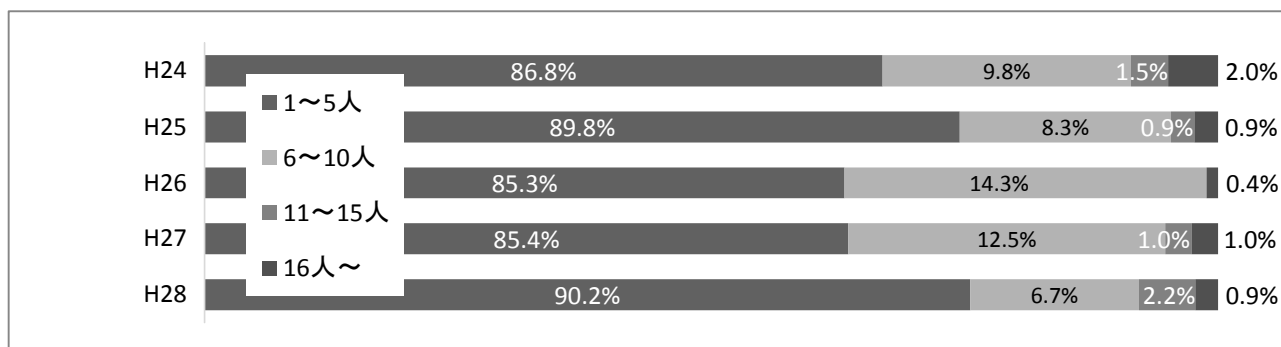
③ 規模別届出状況

全体の約90%が5人以下のパーティーであり、1パーティー当たりの平均人数は約3.3人である。平成2年度の平均人数4.9人と比較して、少人数化が進んでいる。

◎ 件数（パーティー数）の比率



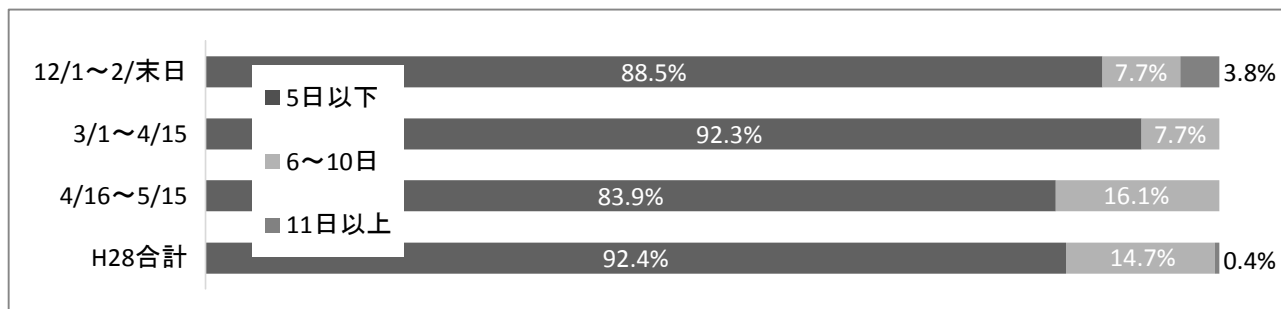
◎ 過去5年間の比率



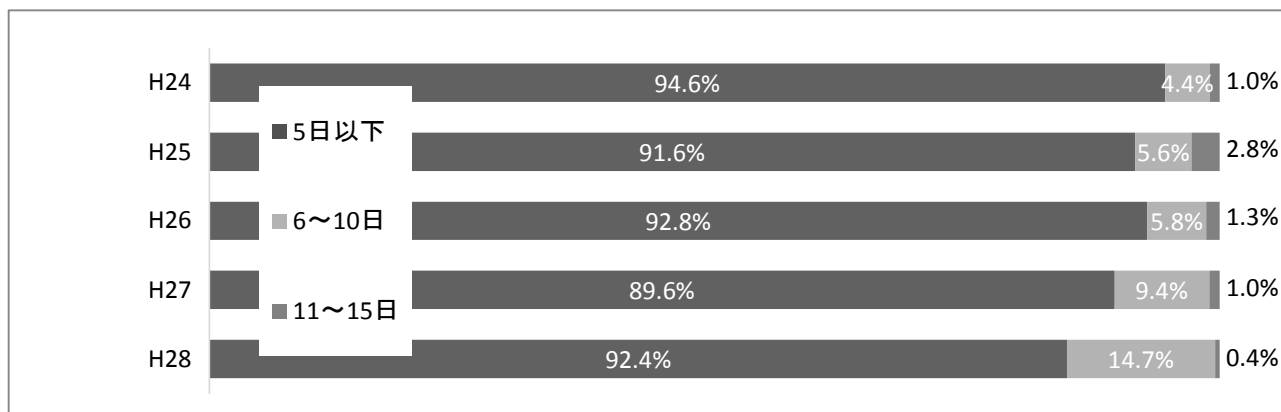
④ 入山日数別届出状況

全体の約90%が5日以内の登山である。（予備日を除く）

◎ 件数（パーティー数）の比率



◎ 過去5年間の比率

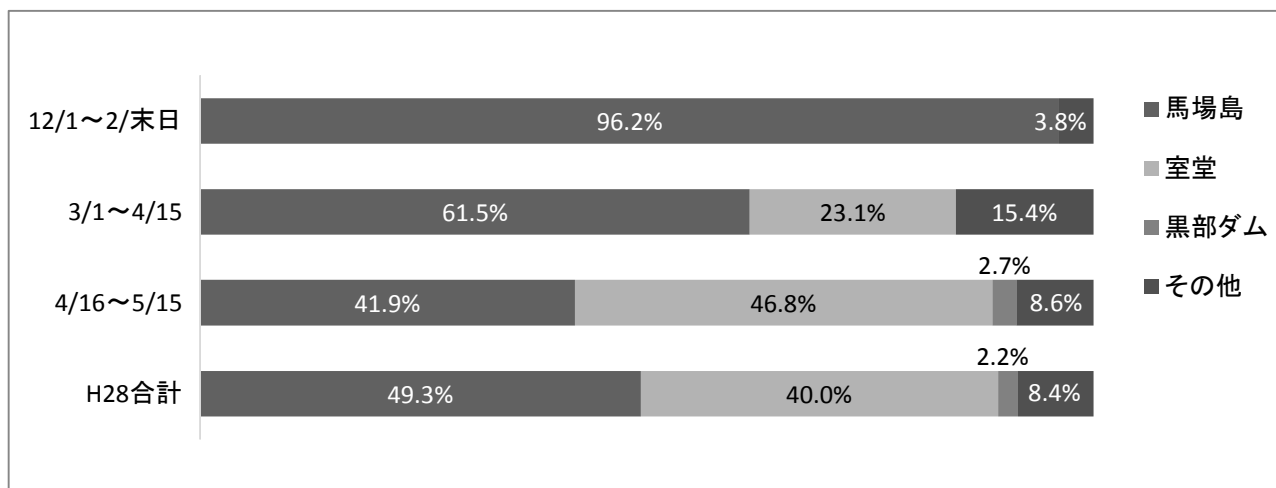


⑤ 登山コース別届出状況

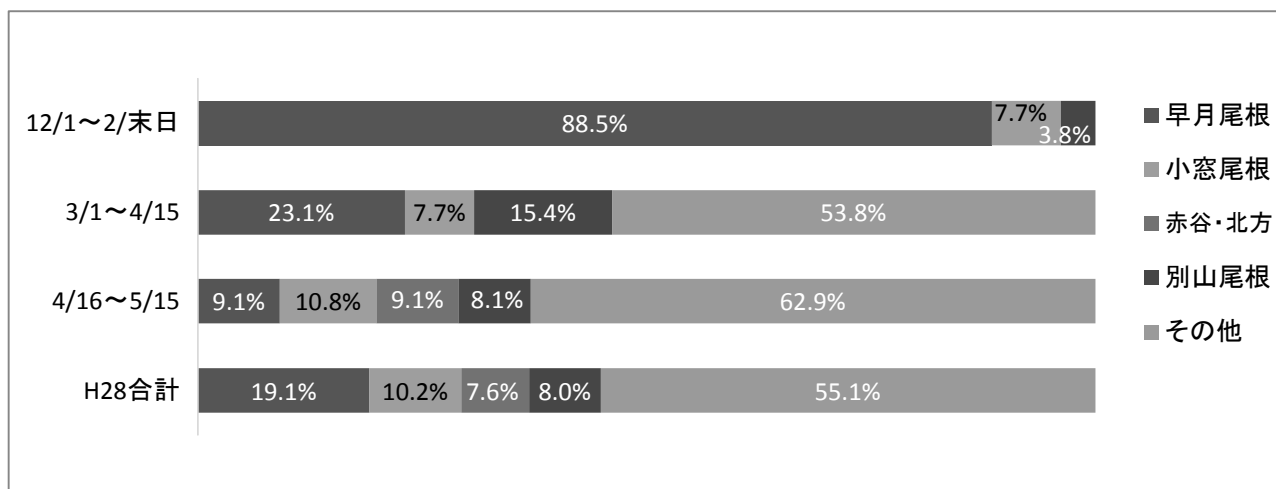
室堂及び馬場島が、主たる入下山口になっている。特に年末年始を含む 12/1～2/末期は、届出のほとんどが馬場島からの早月尾根往復である。

登山コース「その他」には、八ツ峰や源次郎尾根、長次郎谷、黒部横断等のいわゆるバリエーションルートが含まれ、その合計は全体の約 55%を占める。

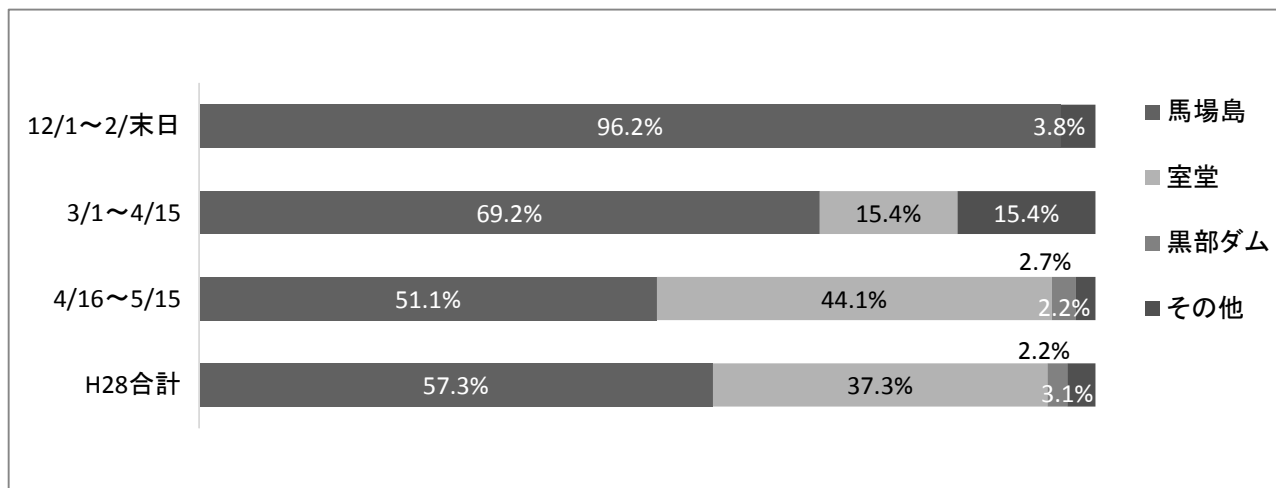
◎ 入山口別件数（パーティー数）の比率



◎ 主な登山コース別件数（パーティー数）の比率



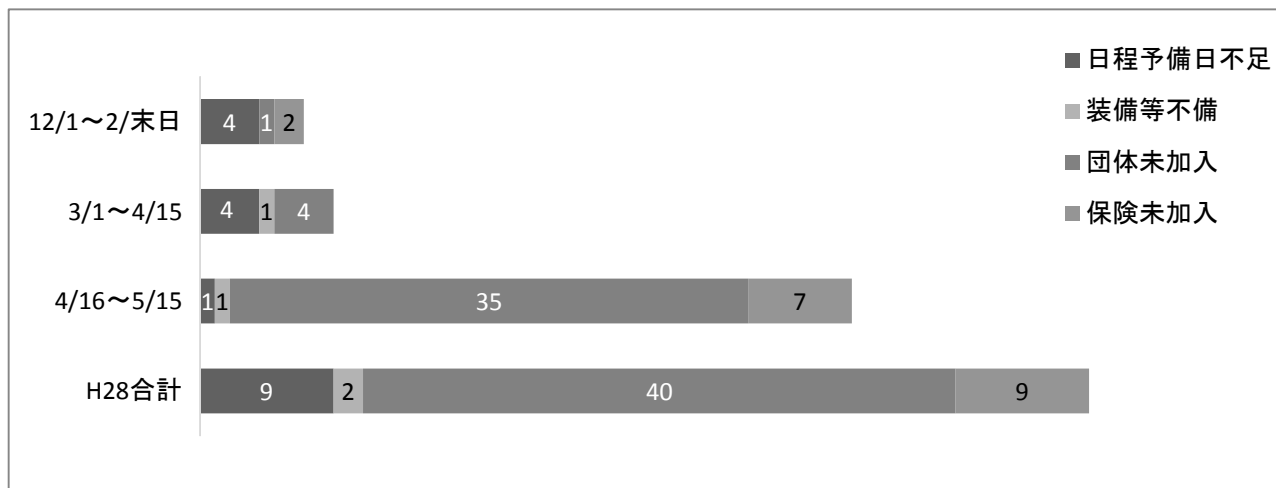
◎ 下山口別件数（パーティー数）の比率



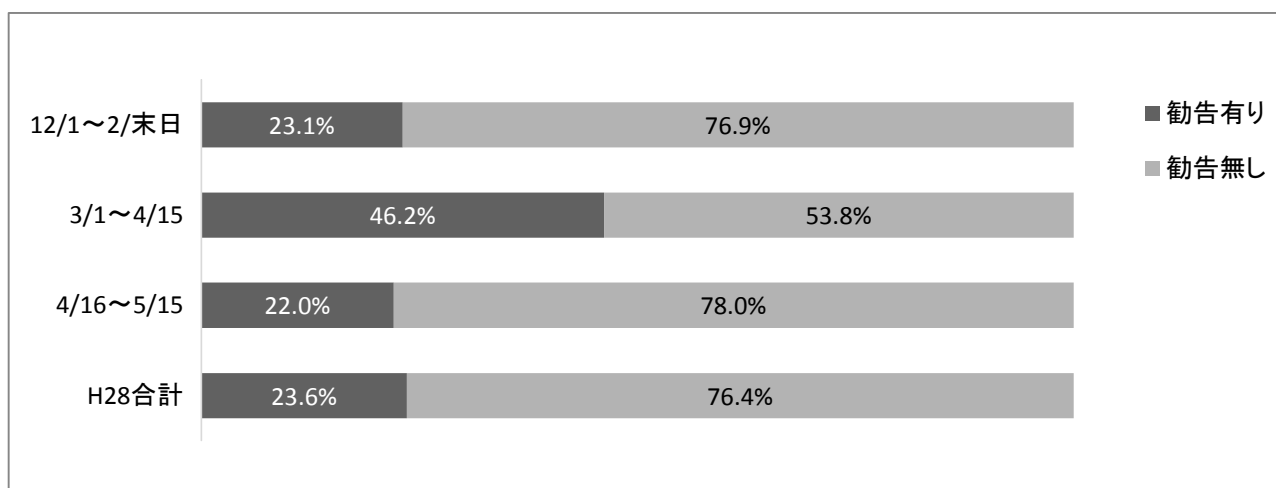
⑥ 勧告状況

勧告件数は、前年比で微増となっている。勧告内容は、山岳団体等未加入が最多であり、登山パーティーの少人数化とともに、登山の個人主義化の傾向が読み取れる。また、期間中の全届出数に対する勧告件数の割合は、約 23%である。

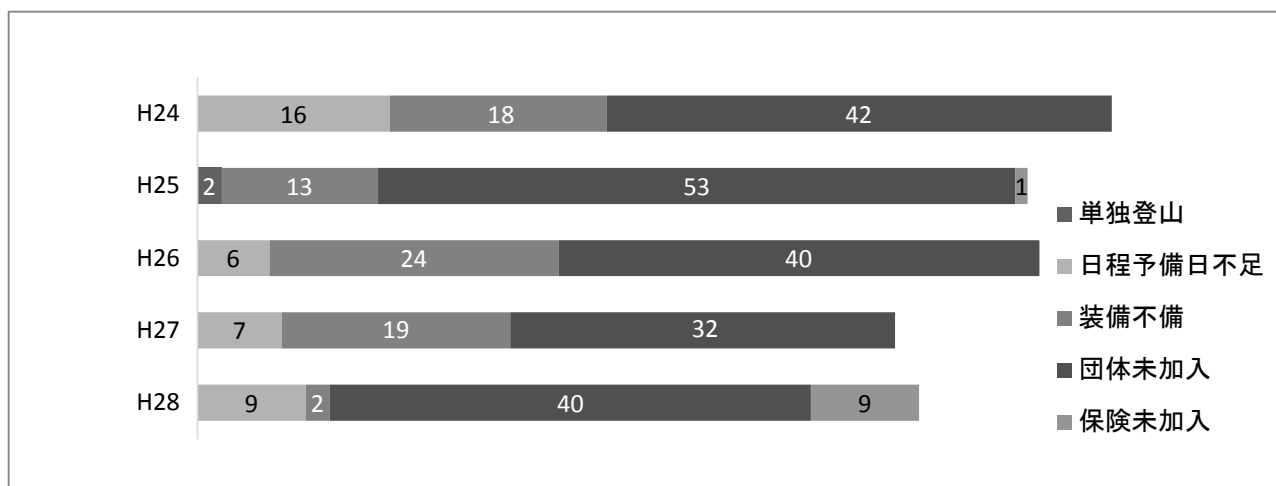
◎ 勧告件数



◎ 勧告パーティー数の比率



◎ 過去5年間の勧告件数



(3) 富山県登山届出条例等

① 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号

平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・一部改正)

(登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員(以下「指導員」という。)からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 登山届を提出しないで登山をした者

(2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者

(3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)

2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

② 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1号に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行なう知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、「登山指導員の証票(様式第2号)」によるものとする。

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

③ 勧告の基準

(昭和41年9月16日)

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則としての2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものための携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

〔昭和44年8月1日・一部改正及び追加〕
〔昭和62年12月9日・一部改正〕

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、できるだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

昭和42年2月25日・追加

昭和44年8月1日・追加

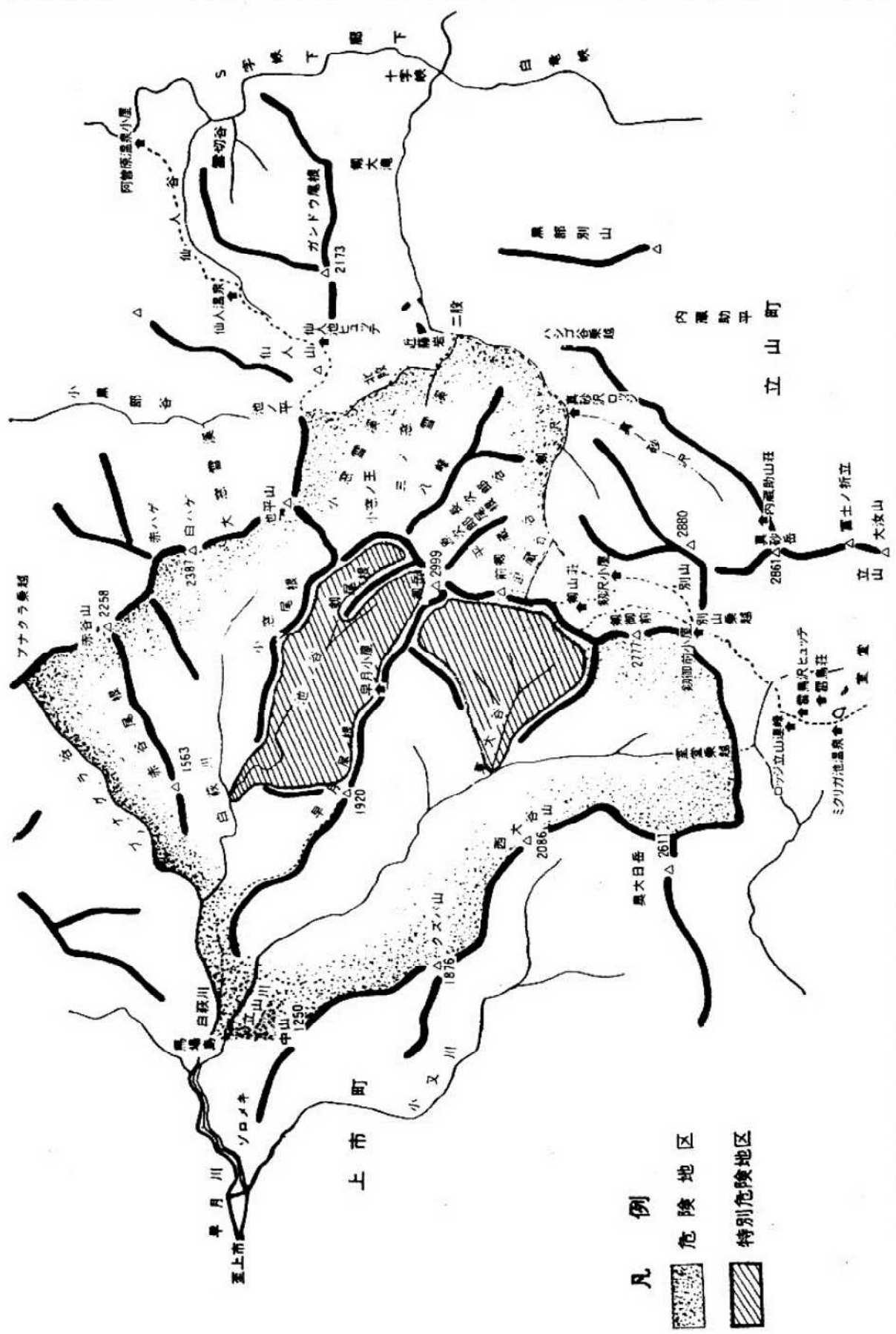
昭和62年12月9日・一部改正

(3) その他

ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。

イ 山岳遭難捜索費用に充てるための保険に加入していない者については加入するよう勧奨する。
(昭和44年8月1日・追加)

(4) 危険地区及び特別危険地区



⑤ 登山届様式

登 山 届

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型	人用	張	
	ツェルト	型	人用	張	
	ザイル		メートル	本	
			メートル	本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
	燃 料				
食 糧 (非常食を除く。)	日分				
非 常 食	食分				
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者の代表者	住 所			
		氏 名			
		電話番号			
	救助する者の人数	人			
山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入	有	保険会社等の名称		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 平成	年	月	日	
			※ 自 第	号	

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
リーダー					年 月	日		回
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			
					年月	日数	山名	リーダー経験
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

上記の登山者の登山歴について、確認します。

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿
山岳団体 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

10 立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について

平成 25 年 11 月に立山連峰の真砂岳で発生し、死者 7 人を出した雪崩事故を受け、平成 26 年 4 月に「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」が施行された。以後、対象期間中、立山室堂地区に入山する登山者やスキーヤー等に対して、以下の遭難防止に関する取り組みを継続している。

- (1) 入山届の受理
 - ・ 4 月、5 月、11 月中に立山室堂地区から入山する登山者、スキー客等に入山届の提出を求めた。
- (2) 適切な情報発信や現地指導の強化
 - ・ 室堂ターミナル内に相談窓口を設置し、入山指導員を常駐させて入山届の受理を行うとともに、入山者に対し安全指導を行った。平成 29 年度は入山指導員を増員し、体制を強化した。
 - ・ 室堂周辺における①気象情報 ②雪崩情報 ③その他入山に際し注意が必要な情報等を室堂ターミナル内において入山者に提供した(専用ホームページにも掲載)。
 - ・ 立山地区雪崩安全対策研究会が、雪崩情報の発信に関する検討を行った。
- (3) ビーコンの携行
 - ・ 入山者に雪崩ビーコンの携行を求めるとともに、不携帯者には室堂ターミナルにおいて貸出し(有料)を行った。
- (4) 山岳保険の加入
 - ・ 入山者に山岳保険の加入を推奨した。

【参考】

「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の概要

- 1 施行年月日 平成 26 年 4 月 16 日
- 2 適用期間 4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 同月 30 日までの期間うち、毎年度知事が定める期間
- 3 適用区域 立山室堂地区

〈入山届の受理状況及び雪崩ビーコン貸出台数〉

年 度	期 間	4/中(適用 開始)~GW前	GW中※	GW後 ~5/31	春山小計	11/1 ~11/30	合 計
		平成 29	件数	689	884	813	2,386
	人数	1,570	1,975	2,096	5,641	1,533	7,174
	ビーコン	13	60	0	73	4	77
平成 28	件数	526	782	584	1,892	504	2,396
	人数	1,349	1,874	1,365	4,588	1,161	5,749
	ビーコン	18	11	3	32	5	37
平成 27	件数	682	764	602	2,048	300	2,348
	人数	1,517	1,725	1,489	4,731	764	5,495
	ビーコン	25	21	0	46	1	47
平成 26	件数	535	576	601	1,712	927	2,639
	人数	1,230	1,465	1,887	4,582	2,530	7,112
	ビーコン	16	16	13	45	11	56

※ ゴールデンウィークは、原則 4 月 29 日から 5 月 7 日までの期間とする。
ただし、期間前後が週末の場合などは、期間を若干延長して計上する。

(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（平成 26 年富山県告示第 225 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第 2 項及び第 3 条第 3 項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第 1 項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て立山室堂地区（別表第 2 項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和 41 年富山県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

（入山届の提出）

第 3 条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 入山の目的

(3) 緊急時における連絡先

(4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無

(5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別

(6) 行程及び日程

(7) 日程中の行動の概要及び宿泊先

(8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第 1 項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 知事は、第 1 項の入山届に記載された情報を警察その他救助、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために医療等に関係する者に対し、必要な限度で提供することができる。

（入山者の遵守事項）

第 4 条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。

- (2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。
- (3) 次条第1項の入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。
- (4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

- 2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等（次項において「関係機関等」という。）と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

- 2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。
 - (1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供
 - (2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し
 - (3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

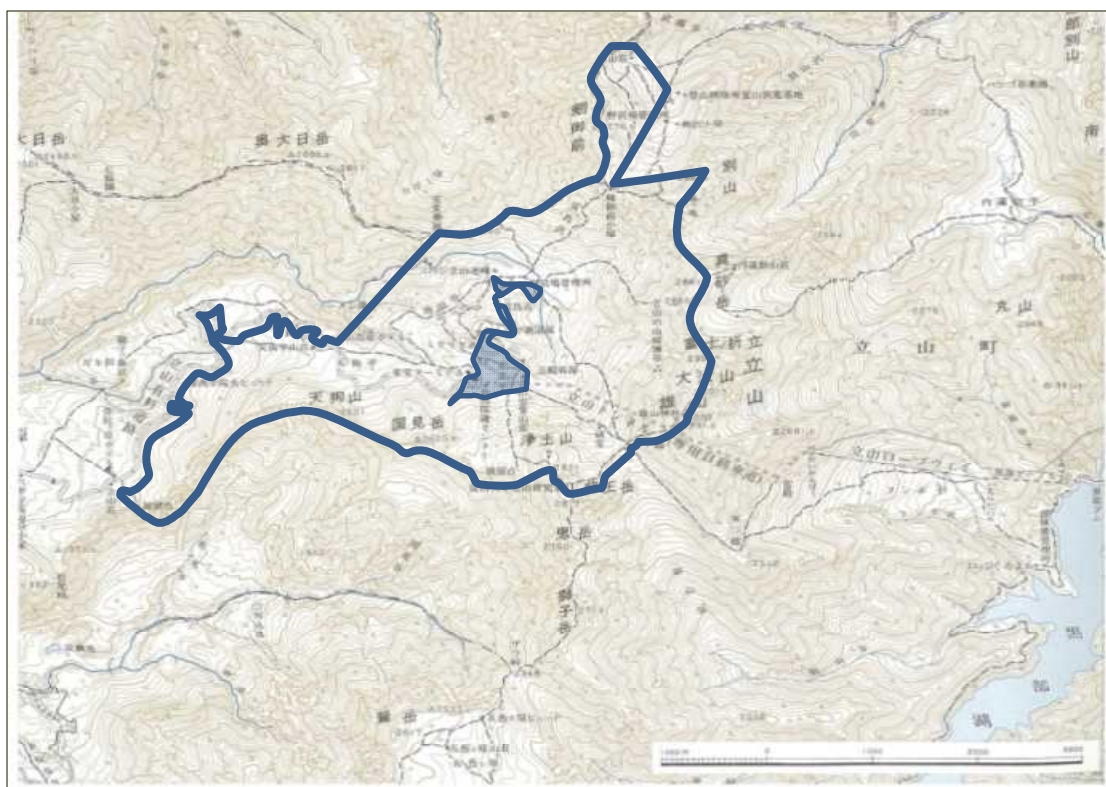
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



(2) 入山届様式

別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、入山者を代表する者の住所、氏名、性別、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 (歳) 男・女	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾ ンデ棒) ツェルト	有 保険会社 等の名称 ()
	携帯電話番号		
緊急時連絡先(電話番号) 氏名 本人との関係			無
入山の目的(該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他()		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンボ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)		プローブ (ゾンデ棒)	
氏名	本人との関係	ツェルト	無
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)		プローブ (ゾンデ棒)	
氏名	本人との関係	ツェルト	無
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)		プローブ (ゾンデ棒)	
氏名	本人との関係	ツェルト	無
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯しているものに○)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)		プローブ (ゾンデ棒)	
氏名	本人との関係	ツェルト	無

行動予定場所を図示してください。



1 1 遭難防止対策等推進状況

平成 29 年に実施した遭難防止対策等の事業は、次のとおりである。
(以下、遭難対策協議会を「遭対協」という。)

月別	項 目	内 容
1 月	冬山遭難防止活動の推進 (12 月 24 日～1 月 7 日)	馬場島に、防止対策部が登山指導員を、救助部が山岳警備隊員をそれぞれ配置した。
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施 (20 日～24 日)	山岳警備隊員 23 人が 3 班に分かれて剣岳及び猫又山一帯において遭難救助訓練を実施した。
2 月	合同遭難救助訓練の実施 (21 日)	立山・剣岳方面遭対協救助隊員 17 人と山岳警備隊員 13 人が合同で山野スポーツセンターにおいて遭難救助訓練を実施した。
	冬山遭難救助訓練の実施 (26 日～3 月 2 日)	山岳警備隊員 13 人が大辻山一帯において遭難救助訓練を実施した。
3 月	合同遭難救助訓練の実施 (4 日～5 日)	朝日岳方面遭対協救助隊員 13 人、宇奈月方面遭対協救助隊員 2 人及び山岳警備隊員 6 人が合同で、白鳥山周辺において遭難救助訓練を実施した。
	学校における集団登山の事故防止指導の実施 (6 日)	防止指導部が県内小・中・高校・特別支援学校に対し、「学校における安全な集団登山の実施について」の指導を実施した。
	中学校、高等学校における運動部活動の事故防止指導の実施 (8 日)	防止指導部が県内中・高校・特別支援学校に対し、「中学校・高等学校等における運動部活動の指導について」の指導を実施した。
	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会の開催 (15 日)	防止対策部が室堂平周辺積雪期利用適正化協議会を開催し、山小屋、交通機関、山岳関係者等と遭難防止対策等を協議した。
	春山情報の提供 (24 日)	救助部が春山情報第 1 号を提供した。
	国立登山研修所主催研修会の開催を周知 (24 日)	防止指導部が高校、県山岳連盟及び市町村教育委員会に対し、安全登山普及指導者中央研修会 (第 1 回) 開催を通知し参加を促した。
	冬山登山の事故防止に関する緊急通知について (28 日)	防止指導部が県内の小・中・高校・特別支援学校及び県山岳連盟、市町村教育委員会等に対し、栃木県における雪崩事故を受けて「冬山登山の事故防止に関する緊急通知」の指導を実施した。
4 月	「山巔」の発刊 (1 日)	県遭対協が山岳遭難白書「山巔」800 部を関係機関に配布した。
	春山緊急情報の発信 (1 日)	救助部が、栃木県における雪崩事故を受け雪崩に関する注意情報をホームページで発信した。
	山岳遭難救助訓練の実施 (11 日)	山岳警備隊員 27 人が国立登山研修所において遭難救助訓練を実施した。
	登山指導員の配置 (15 日)	立山黒部アルペンルートの全線開通に伴い、防止対策部が室堂に登山指導員を配置した。

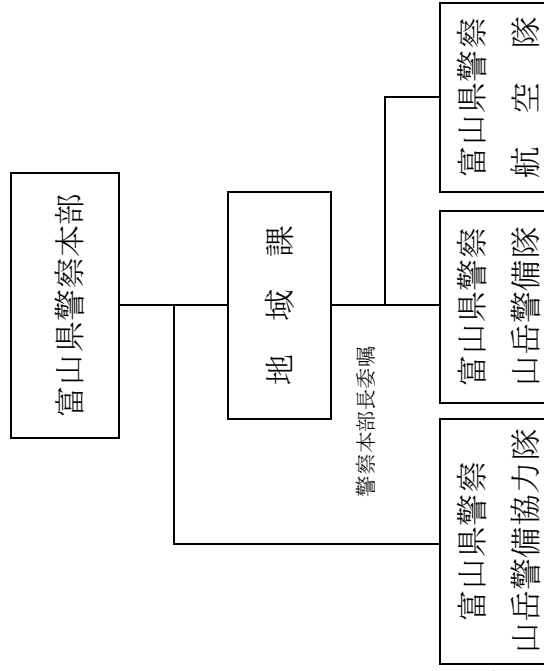
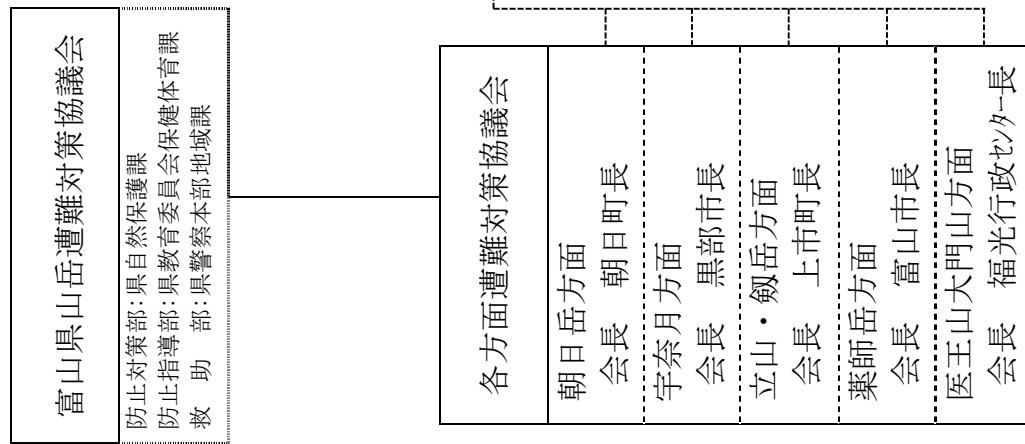
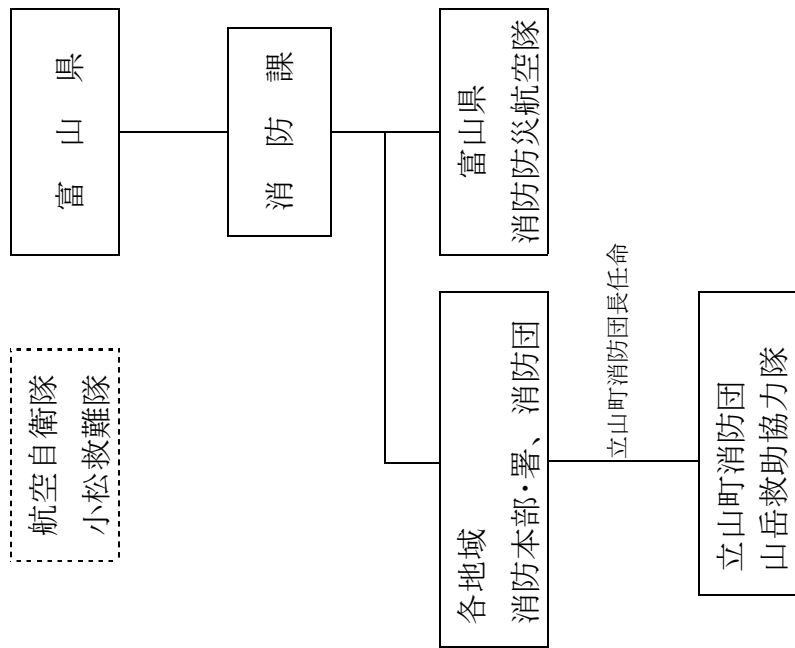
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施（15日～5月31日）	防止対策部が富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱にもとづき、室堂ターミナル駅構内に「入山安全相談窓口」を開設、入山指導員を常駐させ、入山届受理や受理時の登山指導を実施した。
	朝日岳方面遭対協総会の開催（19日）	朝日岳方面遭対協が朝日町役場において総会を開催した。
	連休登山の事故防止指導の実施（21日）	防止指導部が県内の高校・特別支援学校、県山岳連盟及び市町村教育委員会に対し、山岳遭難対策中央協議会の「連休登山の警告」リーフレットを配布した。
	春山情報の提供（29日）	救助部が春山情報2号を提供した。
	春山遭難防止対策及び救助活動の推進（29日～5月7日）	連休期間中、各方面遭対協、山小屋及び交通機関等の関係者と連携し、遭難防止活動及び救助活動を実施した。
5月	登山指導員の配置（3日～6日）	防止対策部が馬場島に登山指導員を配置した。
	遭難多発警戒情報の発信（2日、3日）	救助部が春の行楽期間中の遭難多発等に関する注意喚起情報を県警ホームページで発信した。
	学校登山における登山用ヘルメット着用の指導（12日）	防止指導部が、学校登山におけるヘルメット着用の指導を実施した。
	宇奈月方面遭対協総会の開催（16日）	宇奈月方面遭対協が宇奈月友学館において総会を開催した。
	薬師岳方面遭対協総会の開催（26日）	薬師岳方面遭対協が大山地区行政センターにおいて総会を開催した。
	夏山遭難防止ポスターの作成・配布（26日）	防止対策部及び救助部が夏山遭難防止ポスター（カレンダー）2,000部を山岳関係機関・団体等へ配布、及び山小屋、駅、登山口等に掲出した。
6月	入山指導員による、登山指導等の実施（6月～10月）	防止対策部が、4・5月に続き立山室堂において、登山指導、遭難防止活動、パトロール等を実施した。
	平成29年度定例総会の開催（2日）	平成29年度富山県遭対協が定例総会を県民会館701会議室において開催した。
	全国山岳遭難対策協議会の開催を周知（2日）	防止指導部が県高体連登山専門部に全国山岳遭難対策協議会開催を通知し参加を促した。
	集団登山引率者講習会の実施（7日～8日、14日～15日）	防止指導部主催で、幼稚園・小・中・高・特別支援学校における集団登山が安全に実施されるよう、引率する教員を対象に、国立登山研修所及び雄山、室堂周辺において講習会を開催した。
	合同遭難救助訓練の実施（11日）	朝日岳方面遭対協救助隊員5人と山岳警備隊員2人が合同で、富山県防災航空センターにおいてヘリコプター訓練を実施した。
	合同遭難救助訓練の実施（11日）	宇奈月方面遭対協救助隊員9人と山岳警備隊員3人が合同で、黒部市宇奈月町僧ヶ岳周辺において遭難救助訓練を実施した。
	春山遭難救助ミニ訓練の実施（20日～24日）	山岳警備隊員25人が3班に分かれて雑穀谷及び立山・劔岳一帯において遭難救助訓練を実施した。

	合同遭難救助訓練の実施 (25日)	薬師岳方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員5人が合同で、富山県防災航空センター及び警察航空隊においてヘリコプター訓練を実施した。
	夏山遭難防止チラシを作成・配布(30日)	防止対策部及び救助部が夏山遭難防止チラシを作成し、一般登山者等に配布した。
	夏山情報の提供 (30日)	救助部が夏山情報第1号を提供した。
7月	夏山遭難防止対策の推進 (7月～8月)	防止対策部及び救助部が夏山期間中、山岳情報を収集し、登山者からの問合せに応じるとともに、報道機関を通じて遭難防止の広報を実施した。
	学校登山用ヘルメットの配置 (7月～8月)	防止対策部が立山センターに学校登山用ヘルメット600個を配置し、貸出を実施した。
	夏山事前パトロールの実施 (7日～10日)	朝日岳方面遭対協救助隊員9人と山岳警備隊員2人が合同で、白馬岳～朝日岳間等の夏山事前パトロールを実施した。
	全国山岳遭難対策協議会に出席 (7日)	東京都において文部科学省、警察庁等が主催する全国山岳遭難対策協議会に出席し、遭難防止対策等を協議した。
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施 (8日)	防止対策部と救助部が東京都において長野県・岐阜県担当者と三県合同のキャンペーンを実施し、首都圏登山者への遭難防止、安全登山を呼び掛けた。
	夏山遭難救助訓練の実施 (11日～19日)	山岳警備隊員等25人が3班に分かれて立山・劔岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
	夏山登山の事故防止指導の実施 (14日)	防止指導部が県内の小・中・高校・特別支援学校、県山岳連盟及び市町村教育委員会に対し、山岳遭難対策中央協議会の「夏山登山の警告」リーフレットを配布した。
	登山道の安全対策 (17日)	登山指導員と山岳警備隊員が雄山～一ノ越間において落石防止措置を実施した。
	夏山事前パトロールの実施 (21日～23日)	宇奈月方面遭対協救助隊員5人と山岳警備隊員1人が合同で、唐松線及び白馬線の夏山事前パトロールを実施した。
	夏山情報の提供 (29日)	救助部が夏山情報第2号を提供した。
8月	国立登山研修所主催研修会の開催を周知 (3日)	防止指導部が高校、県山岳連盟及び市町村教育委員会に対し、安全登山普及指導者中央研修会(第2回)開催を通知し参加を促した。
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施 (5日、11日)	防止対策部、防止指導部、救助部が合同で、立山室堂において三県(長野・富山・岐阜)統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼びかけた。
	立山・劔岳方面遭対協総会の開催 (25日)	立山・劔岳方面遭対協が上市町役場大ホールにおいて総会を開催した。
	秋山情報の提供 (26日)	救助部が秋山情報を提供した。
9月	秋山遭難防止対策及び救助活動の推進 (9月～11月)	救助部が立山・劔岳方面及び黒部峡谷阿曾原温泉小屋等において登山指導及び救助活動を推進した。
	秋山遭難救助訓練の実施 (5日～13日)	山岳警備隊員26人が3班に分かれて立山・劔岳一帯及び黒部川源流一帯において遭難救助訓練を実施した。

	国立登山研修所主催研修会の開催を周知（22日）	防止指導部が小・中・高・特別支援学校及び市町村教育委員会に対し高等学校等安全指導者研修会開催を通知し参加を促した。
10月	山岳遭難救助訓練の実施（3日）	山岳警備隊員27人が雑穀谷において遭難救助訓練を実施した。
	合同遭難救助訓練の実施（21日～22日）	朝日岳方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員3人が合同で、北又谷周辺において遭難救助訓練を実施した。
	那須雪崩事故に関する情報提供（23日）	防止指導部が高校及び高体連に栃木県教育委員会の「平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会報告書」を配布した。
11月	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施（1日～30日）	防止対策部が4、5月に引き続き富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく活動を実施した。
	合同救助訓練の実施（15日、20日、21日）	富山県消防防災航空隊と山岳警備隊員が救助ヘリコプター搭乗要領の連携訓練を3回に分けて実施した。
	臨時情報の提供（21日）	救助部が雄山における雪崩発生に関して注意喚起情報を県警ホームページで発信した。
	冬山遭難防止ポスターの作成・配布（24日）	防止対策部及び救助部が冬山遭難防止ポスター（カレンダー）2,000部を山岳関係機関・団体等へ配布、及び山小屋、駅、登山口等に掲出した。
	三県山岳遭難防止対策連絡会議に出席（29日）	県遭対協及び各方面遭対協が岐阜県高山市で開催された富山・長野・岐阜三県山岳遭難防止対策連絡会議に出席し、遭難防止対策を協議した。
12月	冬山遭難防止対策の推進（12月～2月）	防止対策部及び救助部が各方面遭対協、登山口駅、山岳関係者等と連携し、冬山遭難防止対策を推進した。
	登山指導センターの開設（1日）	防止対策部が馬場島に登山指導センターを開設した。
	冬山情報の提供（1日）	救助部が冬山情報第1号を提供した。
	登山指導員の委嘱（1日）	防止対策部が登山指導員の委嘱を行い、打合せ会を開催した。
	学校に対する冬山登山事故防止指導の実施（4日）	防止指導部が県内の高校・特別支援学校に対し、スポーツ庁の「高校生等の冬山登山事故防止のための方策について」及び山岳遭難対策中央協議会の「冬山登山の警告」パンフレットを配布した。
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施（6日～10日）	山岳警備隊員24人が3班に分かれて、劔岳、クズバ山にて遭難救助訓練を実施した。
	冬山情報2号の提供（25日）	救助部が年末年始の登山者に向けた山岳状況をホームページで提供した。

年間	安全登山指導、パトロール及び遭難救助活動の実施	救助部及び防止対策部が3警備派出所、5警備拠点及び3登山指導センターを開設し、山岳警備隊員、登山指導員、入山指導員等による安全登山の指導、パトロール及び遭難救助活動を実施した。
	登山情報の収集及び山岳情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山小屋、山岳関係者、登山者等から山岳情報を収集し、駅等に設置の山岳情報板等で情報を提供した。 ○ ホームページで山岳情報を提供し、遭難防止と安全登山を啓発した。 ○ 山小屋等に宿泊の登山者に対し安全登山講話を実施した。 ○ パトロール中に、体力不足・装備不十分な登山者等を対象として声かけ指導を積極的に実施した。
	登山届のチェック及び安全登山の指導を実施	防止対策部及び救助部が、登山届の提出者に対し、必要に応じて山岳情報の提供と安全登山の指導を実施した。

富山県山岳遭難救助組織概念図



各方面遭難対策協議会
 救助隊員から選抜

1 2 富山県山岳遭難救助組織概念図

SAN TEN

山 嶺

No.27

平成30年3月発行

発行 富山県山岳遭難対策協議会

富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部地域課内

TEL 076-441-2211 (内線3863)

編集 富山県自然保護課

富山県教育委員会保健体育課

富山県警察本部地域課